

四万十市総合計画

後期基本計画

人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市

～“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のあるまちづくり～



令和2年3月

ごあいさつ

本市では、平成27年3月に「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市 ～“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のあるまちづくり～」を将来像とした四万十市総合計画を策定し、平成27年度から令和6年度までの10年間の基本構想を掲げる中、平成27年度から令和元年度までの5年間の前期基本計画に基づいたまちづくりを進めてきました。



この間、世界情勢や安全保障環境は刻々と変化し、さらなる人口減少と少子高齢化による課題に直面しており、特に少子高齢化が進む地方においては、地域創生の視点によるまちづくりが必要とされています。

当市を取り巻く状況も、依然として厳しいものがあり、産業振興による雇用の創出や経済の活性化、子育てしやすい環境づくりや防災・減災対策、中山間地域の振興など住み慣れたまちでいつまでも安心・安全に暮らせるようにするためには、解決すべき重要な課題が山積しております。

このような中、今回の後期基本計画では、多くの市民意見が反映された前期計画の取り組みを継承しつつ、各施策の進捗状況を踏まえ、これまでの取り組みのさらなる効果的な推進と社会情勢の変化による新たな課題への対応を主眼におき見直しを行いました。

後期基本計画においては、まちづくりの将来像の実現に向け、人口減少に歯止めをかけることを目的に策定した「四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる具体的な施策を総合計画のリーディング施策として位置づけることにより重点的に推進を図り、住み続けたい、住んでみたいと思われる、選ばれるまちとなるよう、スピード感をもって全力で取り組んでまいりますので、市民の皆さまのより一層のご参画とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、終始熱心に審議、検討いただきました「四万十市総合計画審議会」の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきましたすべての方々に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

四万十市長 中平 正宏

後期基本計画

第1章 自然と共生した安心で快適なまちづくり	8
政策1 環境との共生の推進	8
施策1 豊かな自然環境の保全	8
施策2 美しい水環境・景観の形成	10
施策3 循環型社会の構築と地球温暖化の防止	12
政策2 安全・安心の確保	14
施策4 災害に強いまちづくりの推進	14
施策5 消防・救急体制の充実	16
第2章 にぎわいと住みやすさのあるまちづくり	18
政策3 拠点都市機能の充実	18
施策6 にぎわいのある市街地の形成	18
施策7 交通基盤の整備	20
政策4 住みやすさの確保	22
施策8 良好な居住環境の整備	22
施策9 都市基盤の整備・充実	24
施策10 防犯・交通安全の推進	26
第3章 地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり	28
政策5 地域資源を活かした産業の育成	28
施策11 豊かな食を育み、地域で暮らし稼げる農業の振興	28
施策12 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり	30
施策13 次世代へつなぐ資源回復と安定した魅力ある水産業の振興	32
施策14 顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出	34
施策15 地域の誇りが人を誘う、おもてなしの“環光”地づくり	36
第4章 豊かな心と学びを育むまちづくり	38
政策6 夢を育む教育の推進	38
施策16 学校教育の充実	38
施策17 青少年・若者の育成	40
政策7 地域文化の振興	42
施策18 地域文化の再発見・保全	42
施策19 生涯学習・スポーツの振興	44

第5章 健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり	46
政策8 住民みんなの健康づくりの推進	46
施策20 医療体制の充実	46
施策21 生涯健康づくりの推進	48
政策9 支えあう地域づくりの推進	50
施策22 地域福祉の推進	50
施策23 地域で支える子育ての推進	52
施策24 高齢者福祉の充実	54
施策25 障害者福祉の充実	56
第6章 協働で築く地域力のあるまちづくり	58
政策10 住民自治と協働の推進	58
施策26 住民自治と地域活動の推進	58
施策27 人権が尊重されるまちづくり	60
施策28 協働の推進	62
政策11 行財政の運営	64
施策29 効果的な行財政運営	64
施策30 広域行政の推進	66

計画の推進

計画の推進	70
-------------	----

資料編

策定関係資料	74
1 後期基本計画 策定体制	74
2 四万十市総合計画後期基本計画 策定経過	75
3 市民参画	75
4 四万十市総合計画審議会	76
5 庁内策定体制	82
6 関係条例等	82

後期 基本計画

- 第1章 自然と共生した安心で快適なまちづくり
- 第2章 にぎわいと住みやすさのあるまちづくり
- 第3章 地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり
- 第4章 豊かな心と学びを育むまちづくり
- 第5章 健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり
- 第6章 協働で築く地域力のあるまちづくり

政策1 環境との共生の推進

施策1 豊かな自然環境の保全

現況と課題

本市の特徴である山・川・海の豊かな自然環境はかけがえのない財産であり、私たちには、この財産を次の世代に引き継いでいく責務があります。また、自然環境は、産業を支える資源のみならず、地球温暖化の抑制や人々に安らぎを与え、心身の緊張をほぐす保健休養の場になるなど、多面的な機能を有しています。

しかしながら、鳥獣被害による植物等へのダメージや、外来生物による生態系への影響が懸念されるとともに、担い手不足などによる農地の管理が不十分な状況が見受けられます。このため、里山の環境を保全するため、制度を活用した地域活動の促進を図っていくことも必要です。

また、本市の特徴である豊かな自然は、市の財産であるという認識に立ち、特に自然に触れ合う機会が減少傾向にある次世代を担う子どもへ環境学習の機会を増やすなど、市民がこの豊かな自然環境の保全に向けた意識の醸成を図っていくことが最も重要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
自然学習の実施校数等の拡大	保育所12所、小学校12校、 中学校1校 (H30まで)	保育所、小・中学校 (全校)
中山間地域等直接支払制度の実施農地面積	521.5ha (H31)	521.5ha を維持
多面的機能支払制度の実施農地面積	1,446.1ha (H31)	1,446.1ha を維持

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
環境基本計画	H29	H30~R9
農業振興地域整備計画	R2	—

主な施策

施策名	内容
1 自然環境に対する 住民意識の啓発	<p>①子どもへの自然学習の取り組み強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの頃から自然に親しむ「水辺の楽校」等や学校教育の総合学習など、自然学習への取り組みを強化します。 <p>②市の広報活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌やホームページ、フェイスブック等を通じた情報発信の充実に努め、市民の環境に対する意識醸成を図ります。
2 地域による環境保 全	<p>①人と鳥獣の良好・適正な環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵の設置と捕獲の促進、捕獲の担い手の確保・育成により、鳥獣被害対策を強化します。 <p>②地域における環境保全活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの地域活動による美化活動に加え、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度の活用を促進します。 <p>③特定外来生物</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培や販売が禁止されているオオキンケイギクなどの特定外来生物の情報等、市民へ周知の徹底を図るとともに、駆除対策に向け、取り組みを進めます。
3 公害防止対策の推 進	<p>①未然防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・悪臭の防止や有害化学物質の汚染防止に向け、公害に関する知識や各種法令等の普及啓発に努めます。 <p>②苦情処理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 公害の発生源の調査をはじめ、苦情相談に適切に対応するため、関係機関との連携を強化します。



施策2

美しい水環境・景観の形成

現況と課題

豊かな森林とそこで育まれた清らかな水が、四季折々の美しい風景を映し出す河川や田畑に流れ込み、本市の特徴である豊かな自然環境を象徴しています。

この豊かな自然環境の中においても、四万十川は、川本来の原風景が保たれ、広大な汽水域に200種類を超える水生生物が生息し、今もなお、アユ漁やアオノリ漁、ゴリ漁といった人との関わりの文化が残されている貴重な川です。

このことが評価され、平成21年に上流・中流・下流の5市町（津野町、梶原町、中土佐町、四万十町、四万十市）の流域が「重要文化的景観」として、文化庁より選定されました。流域という単位で選定されるのは我が国初のことであり、大きな期待と注目を集めています。

しかしながら、近年、社会資本の整備や生活様式の変化に伴い、流域の自然も徐々に変わりつつある中、地域の特徴的な景観が損なわれることが危惧されており、今後、景観計画や文化的景観の整備活用計画により、景観の保全・活用を図っていく必要があります。

また、貴重な水産資源でもあるアユ、スジアオノリの漁獲量は減少しており、各種調査・研究によるデータを収集し、生態系の保全に向けた対策も必要となってきました。

今後、美しい河川環境の保全を図るためには、森林や農地からのアプローチに加え、景観保全など、総合的な対策が必要であるため、引き続き、産・学・官・民による連携や協働がますます重要となっています。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
生活環境の保全に関する環境基準（河川）項目類型	AA (H30)	AA
特別栽培米基準以上面積	77.2ha/年 (H30)	100ha
市有林間伐実施面積	75.15ha/年 (H30)	100ha/年
公共下水道接続率	92.0% (H30)	93.0%

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
環境基本計画	H29	H30～R9
四万十川景観計画	H30	—
四万十川流域の文化的景観（保存調査報告書・保存計画書）	H20	—

主な施策

施策名	内容
1 清流の保全	<ul style="list-style-type: none"> ①水質調査の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・四万十川や各河川の定期的な水質の調査を実施し、河川環境の監視体制を継続します。 ②環境に配慮した農業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・水田からの濁水対策や減農薬農法など、環境に配慮した農業の推進を図り、河川の環境保全に努めます。 ③間伐による森づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営計画に基づき、適切な間伐による長期的かつ計画的な森林育成を促進します。 ④未整備森林の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税を活用し、未整備森林の整備を推進します。 ⑤協働による保全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・四万十の日実行委員会や四万十市民憲章推進協議会と協働し、清流保全を目的とした「しまんとA1」の推進、濁水防止のための止水板配付など官民一体となった取り組みを進めます。 ・四万十川総合保全機構を構成する流域4町や広見川流域市町と歩調を合わせ清流保全対策の充実に努めます。 ⑥排水対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止のため、公共下水道及び農業集落排水への接続率の向上に努めるとともに、合併処理浄化槽の普及を促進します。
2 水辺景観と生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> ①河川美化活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・美しい水辺環境の創出と維持のために、ボランティアを中心とした市民の力による美化活動の推進に努めます。 ②景観の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の周知徹底を図るとともに、景観計画や文化的景観の整備活用計画により、景観の保全・活用を図ります。 ③生態系の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関における各種調査・試験によるデータを収集し、アユ、スジアオノリ等の生態系の保全に努めます。 ・四万十川入田地区のアユの瀬づくりや汽水域の浅場の再生等に向け、官民が一体となった四万十川流域の生態系保全の促進を図ります。

施策3

循環型社会の構築と地球温暖化の防止

現況と課題

21世紀は「環境の世紀」とも言われ、我が国のみならず世界的に取り組むべき重要課題となっています。

四万十市は、四万十川をはじめ豊かな自然環境に恵まれた地域であり、この基本財産を後世に残し、伝えていく責務があります。

四万十市環境基本条例に基づき、平成20年に環境基本計画を策定し、市民、事業者、市などが協働しながら、総合的かつ計画的に環境保全に関する取り組みを進めるなかで、ごみの排出量の減少やリサイクル率の向上に一定の成果が表れてきました。

こうした中、この計画の期間終了に伴い、本市の現状や課題を踏まえ、平成29年度に「第2次環境基本計画」を策定しました。今後も、この計画に基づき、前期同様3者を中心に協働しながら、良好な環境保全への取り組みを進めていきます。

また、平成21年度に「四万十市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、市が事業所として温室効果ガス削減や省エネ対策に率先して取り組み、当初の削減目標の達成に一定の成果をあげています。現在は平成29年度に見直しを行った第3次計画において掲げた目標の達成に向けて、継続した取り組みを進めています。

今後も、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に努めるとともに、再生可能エネルギーの導入や利用の促進を図り、環境に負荷の少ない循環型社会の構築に向け、取り組んでいく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
ごみ排出量	家庭系9,061t (H30) 事業系3,326t (H30)	家庭系7,860t 事業系2,460t
リサイクル率	8.8% (H30)	12.0%
市役所温室効果ガス (CO ₂) の排出量	11,545t (H30)	11,189t
住宅用太陽光発電システム設置補助累積発電能力	1,495kw (H30)	1,994kw
省エネ型街灯補助累積灯数	576灯 (H30)	756灯

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
環境基本計画	H29	H30～R9
市役所地球温暖化防止実施計画 (第3次)	H29	H30～R4

主な施策

施策名	内容
<p>1 3R（※1）運動による資源再利用の仕組みづくり</p>	<p>①ごみの減量化とリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバック運動によるレジ袋削減や剪定木等のたい肥化によるごみの減量化を推進します。 ・分別の徹底や家庭ごみ減量チャレンジ事業等を通してリサイクル活動を積極的に促進します。 ・広報等での周知や、関係機関への協力依頼などにより事業者へのごみ減量及びリサイクル周知を図ります。 <p>②環境マナーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄をしない、させない運動を徹底するとともに、環境美化に対する住民意識の向上を図ります。
<p>2 地球温暖化防止への取り組み</p>	<p>①再生可能エネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電の普及を図るため、公共施設等への導入を推進するとともに、家庭への普及を促進します。 ・木質系の再生可能エネルギーの導入方法について検討します。 <p>②温室効果ガスの削減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ対策、節電情報の提供、啓発により、エネルギーの効率的な利用を促進するとともに、低公害・低燃費車の導入促進等、環境対策への積極的な取り組みを推進します。 ・県との連携を図りながら、地域（高知県）版Jクレジット（※2）事業及び協働の森づくり事業を活用し、CO₂などの温室効果ガスの排出削減に努めます。

※1 3R

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の略

※2 地域版Jクレジット

省エネルギー設備の導入や森林経営などの取り組みによる、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として認証し、企業等のクレジット活用者へ売却（市場での排出権取引）できる制度



政策2 安全・安心の確保

施策4 災害に強いまちづくりの推進

現況と課題

近い将来の発生が予想されている南海トラフ地震の発生時には、津波による浸水、揺れによる家屋の倒壊などによって、本市は甚大な被害が発生することが想定されています。

これまでに本市は、東日本大震災における教訓、知見を参考としながら、命を守る対策として津波避難タワーや津波避難路、防災コミュニティセンターを整備するとともに住宅の耐震化などを重点的に行ってきました。

その他、命をつなぐ対策として中山間地域での緊急用ヘリポートやライフライン途絶対策としての耐震性貯水槽や避難所の自家発電施設の整備を行ったほか、情報伝達を迅速確実に行うため防災行政無線の整備を行うなど、ハード面での対策は一定の目途がつかしました。

一方、緊急時における迅速な対応を図るためには、“自分の命は自分で守る”という基本的な認識のもとに、日頃からの訓練や学習を通じて防災・減災に対する意識を高めていくことが大切であるとともに、地域住民の連携による自主防災組織の取組強化など各種ソフト面における対策を充実させていく必要もあります。

また、近年大雨災害が全国的に激甚化、頻発化している状況にあり、3本の一級河川が流れ、多数の土砂災害警戒区域が指定されている本市においては、大雨災害に対する対応も、喫緊の課題となっています。

自然の恵みが多いということは、その反面、自然災害の危険が伴う関係でもあります。大規模自然災害に対して、市民の命を守り、地域や経済社会に致命的な被害を負わず、迅速な復旧復興を可能とするために、「国土強靱化地域計画」の策定により強靱な地域づくりを推進する必要があります。

このため、ハード及びソフト両面から防災・減災対策を強化し、災害に強いまちづくりに一層取り組んでいく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
住宅の耐震化率	69.7% (H30)	83.9%
備蓄食料の確保数	46,000食 (H30)	54,000食 [避難者2日分]
防災士の養成数	191人 (H30)	310人

関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域防災計画	H27年	—
津波避難計画	H20年	—
災害時医療救護計画	H18年	—
災害廃棄物処理計画	H29年	—
下水道事業BCP	H25年	—
国土強靱化地域計画	R2年	—

主な施策

施策名	内容
<p>1 総合的な防災・減災体制の強化</p>	<p>①治山・治水事業の総合的な整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫に備え、四万十川無堤地区の解消や相ノ沢川総合内水対策事業をはじめとした内水排除対策、下田港の改修事業など、国・県等の関係機関と連携し、治水対策を促進します。 土砂災害等に備え、治山対策や急傾斜地崩壊対策を促進するとともに、がけくずれ対策を推進します。 <p>②ハザードマップの市民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の勉強会等を通して、災害ハザードマップの市民への周知徹底を図ります。 <p>③情報伝達手段の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民に迅速・的確な防災情報が伝えられるよう、情報伝達手段の強化を図ります。 <p>④自主防災組織の活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難訓練や消火訓練等を継続的に実施するとともに、防災リーダーとなる防災士の養成に努めます。 <p>⑤市民救助隊の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害に備え、住民の力だけで何ができるかを座学と実習を通して学び、住民防災力の向上を図る。 <p>⑥防災教育の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもへの教育とともに、生涯学習や公民館活動を通して市民への防災教育の強化を図ります。 <p>⑦避難行動要支援者の避難支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者避難支援個別計画に基づいた支援体制の強化を地域とともに進めます。 福祉避難所の確保、避難時、避難場所に必要な設備・資材・医療的ケアなどの準備を進めます。
<p>2 地震・津波への対応強化</p>	<p>①住宅の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震改修や老朽住宅の除却を推進し、倒壊家屋を減少することによる物的、人的被害の軽減に取り組みます。 <p>②避難所機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所における備蓄の拡充、ライフラインの途絶対策など、避難所の機能強化を推進します。 <p>③孤立化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急用ヘリポートの整備を進め、孤立地域への物資配送、救命救急体制を確保します。 <p>④ライフラインの強靱化</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、上下水道などのライフラインの強靱化を推進します。

施策5

消防・救急体制の充実

現況と課題

市民の関心が高い「安全・安心」への備えは、地震や津波等の大規模な災害のみならず、火災や緊急時の救命活動等、日常的にも求められるものですが、その対応については、質・量ともに大きく変化しており、消防の任務はますます重要性が増しています。

常備消防機関となる幡多中央消防組合との連携がこれまで以上に必要となっており、将来の高速道路延伸に伴う消防組合庁舎移転時には、消防・防災拠点としての機能強化等の検討も必要です。

本市においては、あらゆる災害を想定し、消防水利をはじめ、消防団に係る消防車両、資機材などの充実を図るため、計画的に整備を進めてきています。

しかしながら、地域の防災体制における中核的存在として、住民の安全・安心の確保に貢献してきた消防団は、少子高齢化の進展により、団員の高齢化や若年層の確保が大きな課題となっています。

このような中、今後ますます、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の増加が見込まれるほか、子どもや障害者など災害弱者（※）へのより一層の配慮を心がけ、非常時の通報、救急・救助について、福祉や教育部門など関係機関と連携していくとともに、救命率向上のため、自主防災組織など、市民へのAEDの使い方をはじめとする応急処置の普及啓発にも、引き続き取り組んでいく必要があります。

※災害弱者

災害時に、迫りくる危険を察知することがむずかしい、あるいは察知しても適切な避難行動をとることが困難な、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児・子ども、妊婦、日本語の不自由な外国人、地理不案内な旅行者など

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
消防団員数	576人 (H30)	596人
Net119及びメール119（※）の登録者数	3名 (R1)	30名
救急法等講習参加人数（年間）	2,024人 (H30)	2,100人
救命講習受講者数（累計）	5,102人 (H30)	6,200人

※ Net119及びメール119

音声による119番通報が困難な聴覚障害や言語障害のある方が、スマートフォンなどから通報用Webサイトへアクセス（Net119）、または携帯電話から電子メールを利用（メール119）して、火災や救急などの通報を行い、消防車や救急車の要請ができるサービス

主な施策

施策名	内容
1 消防体制の強化と防火の推進	<p>①消防装備、資機材の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 複雑多様化する各種災害や、大規模地震などの自然災害に備え、訓練及び消防装備、資機材の充実強化を図ります。 <p>②消防団活動の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に密着し活動する消防団員の確保を積極的に推進し、機動力の向上に努めます。 <p>③防火対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域での防災訓練や広報等での啓発により、市民に対する防火意識の高揚を図ります。 火災から住民の生命・財産を守るため、住宅用火災報知器や住宅用消火器の設置等、住宅防火対策を促進します。
2 救急・救助体制の充実	<p>①救急業務の高度化と緊急通報の多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> 幡多中央消防組合と連携し、救急隊員の技術向上及び救急・救助体制の充実を図ることにより、救急業務の高度化と救命率の向上に努めます。 また、聴覚・言語等に障害がある方からの通報に対するNet119緊急通報システムや外国人からの通報に対する外国語通報通訳サービスの整備にあわせて、対象者への周知や広報・啓発に努め、緊急時のスムーズな対応につなげます。 <p>②応急処置の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民を対象にした救命講習会への参加や事業所等へのAEDの設置を呼びかけ、救命率の向上に努めます。また、保育所・学校等に対しては、講習会等を定期的の実施するとともに、AEDの耐用年数に応じ機器や消耗品の更新を行います。



政策3 拠点都市機能の充実

施策6 にぎわいのある市街地の形成

現況と課題

人口減少や少子高齢化の進展のほか、郊外型大型店舗の進出などによる中心市街地の空き店舗の増加など、地方都市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本市は、幡多地域の中核都市として行政・経済等の拠点機能を有するとともに、中心市街地には3つの国道が放射状に広がり交通の要衝となっているほか、四国横断自動車道佐賀～四万十間が事業化されるなど、これまで以上に中枢機能の役割が求められてきます。

本市の商圈は、幡多地域や愛媛県愛南町など近隣県の一部を範囲に10万人以上とも言われていますが、人の主な流れは郊外の大型店舗を中心に留まっており、中心市街地にうまく取り込めていないのが現状です。

令和2年には、市街地の中心に位置する旧土佐銀行跡地に商業コミュニティ施設が整備されますが、この施設によって期待される集客効果を周辺の商店街に波及させるための具体的な取り組みや実施主体を明確に位置付けた「四万十市中心商店街活性化計画」を令和元年度に策定し、日常の需要や域外からの取り込みはもとより、県内外からの観光客やインバウンドなど新たな需要の創出に向け、実効的な施策を継続的に進めて行く機運が高まっています。

本市街地が活力を再生させていくためには、四国横断自動車道の延伸を見据えたまちの将来像を示すとともに、都市機能の適正な立地と誘導、商業・観光と都市基盤の連携、さらには、土佐の小京都として魅力ある市街地形成を推進していく必要があります。

また、市北部の拠点として西土佐総合支所や道の駅がその役割を担っており、地域のコミュニティや地産地消・地産外商の拠点としての機能の発揮が求められています。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
商店街通行者数（平日）	5,338人/日 (H27-30年度平均)	6,200人/日
道の駅「よって西土佐」入込客数	186,924人 (H30)	200,000人

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
都市計画マスタープラン	H29	H29～R9
立地適正化計画	R1	R2～R19
辺地総合整備計画	H27	H28～R2
過疎地域自立促進計画	H27	H28～R2

主な施策

施策名	内容
1 中心市街地の整備促進	<p>①中心市街地整備のあり方についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路・公園等の公共施設の整備や都市づくりの整備方針を明らかにするとともに、高速道路延伸に伴う都市機能の考え方を整理していく必要があるため、必要に応じ都市計画マスタープランや立地適正化計画を見直します。 <p>②中心市街地・商店街等の魅力・にぎわいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 回遊性と集客力向上のための拠点づくりを進め、既存施設との連携を図ります。 土佐の小京都としてのまちなみ景観を検討します。 中心商店街で核となる人材の確保・育成など、商店街機能の向上を図ります。 活性化イベントの開催や個店のサービス向上など、日常の賑わいにつながる取り組みを促進します。 空き店舗情報の共有化と情報発信の強化により空き店舗の減少に努めます。
2 市北部の拠点形成	<p>①地域コミュニティの核としての西土佐総合支所の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市北部の拠点の一つとして、行政機能だけでなく、防災拠点や図書館等の併設による地域コミュニティの場としても利用促進を図っていきます。 <p>②道の駅を拠点とした地産地消・地産外商の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 道の駅の施設機能を活かし、運営主体である指定管理者が「地域商社」としての機能を担い、地域産品の安定的な販路開拓・拡大に取り組みます。 地域農産物の出荷量の確保や地のモノを活かした加工品の商品開発に努めます。 県外の産地フェアやイベント、商談会への出展を行い、また道の駅間のネットワークを活かして新規販路開拓を図ります。 旬の地元食材を活かした定期的なイベントの開催や、メディアやSNS等を活用したPR活動を強化し交流人口の拡大を図ります。 四万十町や愛媛県と連携を図り、観光ネットワークの形成に努めます。



施策7

交通基盤の整備

現況と課題

道路や鉄道等の交通基盤は、単に人やモノの移動だけではなく、それに伴う様々な交流を促進させる重要な機能を担っています。

本市は、5つの国道が通り、幡多地域の交通の要衝となっているとともに、四国横断自動車道佐賀～四万十間の事業化に伴い、延伸後の効果を吸引できるような特徴あるまちづくりに向けた条件整備が必要となっています。

また、国道441号、439号といった幹線道路の整備促進は住民の悲願であり、生活環境の改善のみならず、広域交流の幹線であるとともに、災害時の“命を守る道”など、多面性を有している重要路線であることから、早期改良に向けた取り組みが求められています。

公共交通機関については、鉄道では、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が市の南部を、JR予土線が市の北部を通過しており、沿線住民や観光客の足の確保維持に向け、高知県、愛媛県、関係市町村と連携し、財政支援や利用促進策に向けた取り組みを行っています。

また、バスについては、市民の日常的な足であり、平成21年度に策定した「四万十市地域公共交通総合連携計画書」に基づき、各種の実証運行を踏まえ、交通空白地域の解消を図るとともに、より利便性の高い交通手段としての取り組みを進めてきました。

しかしながら、車社会の進展や人口減少等により、利用客数の減少傾向が続く中、公共交通の維持が大きな課題となっていますが、一方で高齢者をはじめとする交通弱者にはなくてはならないものとして、重要性はさらに高まっています。このため、今後は、平成30年度に策定した「四万十市地域公共交通網形成計画」に基づき、運行体系の見直し等を行い、利便性と効率性を備え、地域特性やニーズに合致した持続可能な公共交通網を形成する取り組みを進めていきます。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
バス利用者数（地域間幹線除く）	41,607人（H30）	50,000人
土佐くろしお鉄道利用者数	610,112人（H30）	510,000人
橋梁長寿命化修繕化率	0.2%（H30）	5.3%

関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域公共交通網形成計画	H30	H31～R6
橋梁長寿命化修繕計画	R1	R2～R11

主な施策

施策名	内容
1 道路ネットワークの整備促進	<p>①高速道路延伸への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 「四国8の字ネットワーク」の延伸へ向けた広域的な連携体制の強化を図りながら、整備促進に努めます。 <p>②周辺地域との連携を促進する幹線道路整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の縦軸となる国道441号と439号の早期改良に向け、積極的な促進活動に努めます。また、市街地周辺については高速道路との連結も視野に、道路整備の在り方について検討します。 <p>③生活道路の整備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地内においては円滑な市街地間、市街地内交通の確保を図り、中山間地においては、安全性に配慮した道路整備を進めます。また、橋梁等の道路施設については適切な保全対策に取り組みます。
2 公共交通機関の確保	<p>①観光との連携による鉄道の利用促進対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係自治体との連携のもと、高架橋等の耐震化を進め、安全・安心な鉄道として地域住民の足の役割を果たすとともに、新型特急車両の導入や観光列車の乗り入れなど“乗ってみたい列車・行ってみたい駅”の演出等により観光客の利用促進策を推進します。 <p>②市民の日常的な足としてのバスネットワークの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線バス、自家用有償バス、デマンドバス・タクシーといった現行の交通手段を基本に、運行体系の見直し等により利便性と効率性を備え、地域特性やニーズに合致した持続可能な公共交通網を形成し、利用促進に取り組みます。



政策4 住みやすさの確保

施策8 良好な居住環境の整備

現況と課題

少子・高齢化の進行や交流人口の拡大など、住宅に対するニーズも変わってきています。また、住宅のみならず身近な公園や緑化環境など、憩いの空間も重要な居住環境を形成する要素の一つです。

本市の住宅環境としては、中心部では民間による宅地開発や賃貸住宅の整備により、需要への対応が概ねできている状況にありますが、低額所得者等の生活の安定と社会福祉の増進に向け、市営住宅の計画的な修繕等による受け皿づくりに努めています。しかしながら、西土佐地域においては、民間住宅が少ないうえ老朽化した市営住宅も多く、また、制度面からの入居制限により需要に応じた供給ができていない状況です。

一方で、空き家や老朽化した住宅への対応も必要です。空き家については、実態に応じ移住・定住者用住宅などの利活用を図っていますが、市民意向調査をもとにさらなる掘り起こしが必要な状況です。また、老朽化住宅については地震時の倒壊等が懸念され、道路の閉塞による救助活動の妨げになるなど、その対策も課題となっています。

今後は、市民ニーズに沿った住宅整備の在り方を検討していくとともに、移住・定住者の増加に向けた住環境の確保に加え、身近な憩いの場としての公園や緑化環境等の適正な配置や効果的な長寿命化対策を展開していく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
移住者用住宅新規登録件数	30件/年 (H30)	35件/年
公営住宅入居率	91.7% (H30)	95.0%
水道普及率	92.2% (H30)	93.7%

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
公営住宅等長寿命化計画	R1	R2～R6
空家等対策計画	H28	H28～R2
公園施設長寿命化計画	R1	R1～R10

主な施策

施策名	内容
<p>1 定住を促す環境の整備・充実</p>	<p>①市営住宅の長寿命化計画に基づく整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防保全的な修繕を行いながら、高齢化への対応や長寿命化対策を計画的に実施します。 ・西土佐地域の老朽化の進む住宅については、整理・統合のうえ、若者や移住者用の住宅確保に向け、入居制限の少ない住宅整備を検討します。 <p>②適切な空き家対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家実態調査と意向調査を継続的に行い、NPO 法人をはじめ関係機関と連携を図りながら、地域住民に対し移住・定住支援に対する理解を高めていきます。 ・空き家所有者による賃貸や売却などの意向を踏まえ、所有者と民間事業者とのつなぎ役となるよう官民連携の強化に努めます。 ・空き家住宅の活用を基本にお試し住宅の整備検討を行うなど、移住・定住者用の住宅確保に努めます。 ・地域の実態に応じ、コミュニティの場としての利活用を検討します。 ・老朽化した住宅については、除去も含め、適切な対応方策について検討します。 ・実態や社会情勢の変化に応じ、四万十市空家等対策計画を改定します。 <p>③安定した飲料水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設・管路の更新や災害時の飲料水等の確保対策を推進するとともに、水道の未普及地域の解消に努めます。
<p>2 身近な公園・緑地の創出</p>	<p>①長寿命化対策による効果的な公園施設の運営管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ効果的な対策を講じる予防保全的管理への転換を図り、長寿命化対策及びライフサイクルコストの縮減と予算の平準化や事業コストの縮減に努めます。また、各施設の状況に応じ、公園施設長寿命化計画を改定します。 <p>②子どもや高齢者が気軽に憩える公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活圏の中において、子どもや高齢者が安心して集え、コミュニティの場ともなる公園の適正な配置と維持管理に努めます。



施策9

都市基盤の整備・充実

現況と課題

都市活動を展開していくためには様々な施設が必要となってきます。しかしながら時代とともに施設に求められるニーズも変わり、施設の老朽化も進んでいます。また、今日においては施設などのハード整備のみならず、情報通信ネットワークの整備が都市基盤として不可欠なものとなっています。

公共施設の再整備や整理統合においては、教育施設の長寿命化や郷土博物館の耐震補強などを図るとともに、老朽化した文化センター、中央公民館、働く婦人の家の機能をまとめた文化複合施設の整備も進めています。

今後は、都市機能の適正配置や集約の考え方のもと、防災対策を含め早急な改修や現状の市民ニーズにあった新たな施設整備の有り方への対策が求められるとともに令和4年を実施期間と定めた四万十市立小中学校再編計画（第2次）に基づき、今後休校となる中学校舎等の利活用を検討する必要があります。

また、情報通信分野においては、ケーブルテレビの整備等により、高速ブロードバンド環境を整えてきたところではありますが、ネットワークの高度化とそれに伴うサービスの多様化が進む中、市民生活の利便性の向上はもちろん、ICT（情報通信技術）により地域の課題を解決していくために、引き続きネットワークインフラの整備に取り組んでいく必要があります。

今後、都市基盤のハード整備においては、既存の社会資本ストックの在り方を検討するとともに、情報通信基盤については、利活用策の検討に加え、情報モラルへの対策が求められています。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
公衆無線LAN設置箇所数	6か所（H30）	20か所

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
公共施設等総合管理計画	H28	H29～R8
立地適正化計画	R1	R2～R19

主な施策

施策名	内容
1 社会資本ストックの再整備対策の検討	<p>①施設の計画的な保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不具合や故障が生じてから対応するという事後保全では、改修や大規模な修繕工事が短期間に集中し、大きな財政負担となります。長寿命化対策等、予防保全という観点にたち策定した「公共施設等総合管理計画（※）」に基づき管理を行うとともに、今後、公共施設等個別計画を策定することにより、各種社会資本ストックの再整備の在り方を更に明確にします。 <p>②各種公共施設の整理統合</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能の適正配置や集約の考え方のもと、サービスの質の向上と運営経費の削減を図るため、老朽化した文化センター、中央公民館、働く婦人の家の機能をまとめた文化複合施設の整備など、既存施設の必要性を再検討し、廃止や類似施設の統廃合を進めます。 また、新たな施設を必要とする際は、再編計画に基づく中学校の利活用等、既存施設の用途転換による活用についても検討します。
2 情報通信基盤の整備・充実	<p>①情報モラル教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する携帯電話やインターネット利用に対する指導とともに、情報漏えい、セキュリティ対策を図るため、学校、家庭、企業等の連携のもと、情報モラル教育を推進します。 <p>②市民・観光客向け情報サービスの拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> Wi-Fiスポットの整備を進め、市民にも観光客にもより利便性の高い情報提供網を充実します。 マイナンバー制度を活かした電子申請システムや添付書類の簡略化など、情報技術の活用により、市民サービスの充実に努めます。 <p>③情報通信基盤のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の光ファイバー網、携帯基地局等の安定的な維持管理に努めるとともに、超高速ブロードバンド未整備地区や携帯電話不感地域の解消に向け、事業者への積極的な参入促進を行うなど、情報格差の解消に努めます。 <p>④新たな情報化施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、幅広い領域においてAI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）が活用され、ICT（情報通信技術）は社会・産業に変革をもたらすものと考えられていることから、その動向に注視し、情報を収集し、既存の概念に捉われず、様々な角度から新たな情報化施策を検討するよう努めます。

※ 公共施設等総合管理計画

各自治体で公共施設の総合的かつ計画的な管理をしていくための計画

施策10

防犯・交通安全の推進

現況と課題

盗難などの犯罪のほか、近年、子どもや高齢者、あるいは消費者が被害者となる犯罪の増加がみられます。このような犯罪を防止するために警察力の向上のほか、地域の住民が一体となって犯罪から身を守る取り組みが求められます。また、自動車の普及は多くの交通事故を発生させる状況を生むことにもなっており、運転をする側にも歩行者側にも安全意識を高めることが求められています。

本市における防犯対策としては中村地区地域安全協会を主体に、被害を未然に防止するための地域安全活動を展開するとともに、消費者生活の安全対策として幡多広域市町村圏事務組合に消費生活センターを設置し、多発する高齢者の消費者被害対策を含め、消費者保護に努めています。

また、交通安全については、交通安全指導員を中心に、街頭指導や広報活動、小学校等での安全教室を実施し、高齢者ドライバー対策として免許返納サポート制度の推進や高齢者世帯訪問等を通して、各種啓発活動を行っています。

しかしながら、犯罪はますます巧妙化しており、これからもさらなる関係機関との連携を高め、対応を強化する必要があります。また、交通の要衝ともなっている本市においては通過交通や観光交通も多くみられることから、交通安全に対する啓発活動を地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
交通事故件数	55件 (H28-30年度平均)	50件
刑法犯認知件数	154件 (H30)	150件
消費者啓発講座実施数	16回 (H30)	20回
消費者啓発講座参加者数	258人 (H30)	300人
高齢世帯訪問人数	463人 (H30)	800人
街頭啓発活動回数	12回 (H30)	12回
防犯カメラの設置箇所	9か所 (H30)	15か所

関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
交通安全計画	H29	H29～R2

主な施策

施策名	内容
1 犯罪のないまちづくりの推進	<p>①地域安全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 中村地区地域安全協会を主体に、地域や家庭の連帯意識を強化し、犯罪等の未然防止に努めます。 <p>②街灯・防犯灯・防犯カメラ等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な場所への防犯カメラの設置や、夜間の安全と犯罪防止のため、街灯や防犯灯の整備を促進します。 <p>③関係団体との情報共有ネットワークの構築による消費者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな消費者トラブルは日々起こるため、それに対応した啓発活動に向け、消費生活センターを中心に、関係団体との情報共有を図り、消費者保護に努めます。
2 交通安全対策の充実	<p>①交通安全教育・指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児から高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を充実させます。 反射材用品の普及や自転車のマナーアップ指導、シートベルトの着用の徹底など、運転者、歩行者それぞれの責任を自覚し周囲に配慮できるよう安全対策の普及啓発に努めます。 <p>②高齢者対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者免許返納サポート制度の利用促進と、それを補完する公共交通サービスの充実及びこの制度に賛同する事業者への協力を図り、免許返納の普及に努めます。 <p>③若年層のボランティア活動を中心とした安全啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在行っている高校生ボランティアによる交通安全キャンペーン等、子どもや若い人の参画による安全啓発活動の促進を図ります。 <p>④交通安全施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、自転車や歩行者道の整備促進を図るとともに、ガードレール、カーブミラー等、交通安全施設の改善を図ります。



地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり

政策5 地域資源を活かした産業の育成

施策11 豊かな食を育み、地域で暮らし稼げる農業の振興

現況と課題

農業は、食料の生産・供給のみならず、国土や自然環境の保全、美しい景観形成など、多面的な機能を有するとともに、安全・安心で高品質な農畜産物は、日本の食文化への関心も高まる中、国や地域の食文化の豊かさを支える基盤としても重要です。

本市の農業は、水稲や多品目の園芸野菜、ゆずをはじめとした果樹、畜産と多様性がみられますが、品目に特化した産地としての地位は十分確立されていません。また、農業従事者の高齢化、担い手の不足、販売農家の減少、耕作放棄地の発生防止等の課題があり、中山間地域の占める割合が多い本市では、地域の農業や集落の維持が困難になってきています。

新規就農者の育成とあわせ、集落での共同生産とともに地域の拠点ビジネスの創出にもつなげる集落営農の組織づくりや既存組織の広域化、大規模農家への農地集約など、経営体としての育成、強化が求められるとともに、有望品目の産地化、ブランド化や有機農業等の環境保全型農業を推進し、産地としての、競争力、収益力を高めることが求められます。

また、農作物の販売は、JA 系統出荷や幡多公設地方卸売市場への出荷が主ですが、直販所や量販店インショップ、県外への外商など、生産者が価格決定権を持つ販路の広がりもみられます。こうした多用な販路を確保、拡大し、再生産可能な農家所得と生産意欲の向上を図るとともに、市内施設での地元農産物の利用促進や地元農産物を使った「食」の発信、商品開発（1.5次、6次産業化）、農業体験などのグリーンツーリズム、グルメイベントなど、他の産業分野と連携した取り組みも必要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
農業産出額	43億1,000万円 (H29)	45億円以上
認定農業者数	139人 (H30)	150人以上

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
産業振興計画	R1	R2～R6
農業振興地域整備計画	R2	—

主な施策

施策名	内容
1 産地としての維持・強化	<p>①戦略品目の生産拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ぶしゅかんの産地づくり、ゆずの産地化促進、栗の産地再生、米ナスの振興を進めます。 その他の有望品目の育成、新規作物導入の支援を強化します。 <p>②生産性の高い栽培技術の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 篤農家からの助言・指導体制など、学び教えあえる場づくりを進めます。 環境保全型農業を推進します。 先端技術を活用した園芸施設や園芸システム等の普及を図ります。 <p>③集落営農の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落営農の組織化、法人化、広域化を支援し、収益性の高い品目を導入するこうち型集落営農の実践を促進します。 <p>④生産・出荷支援システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作業支援体制、集出荷支援体制の充実を図ります。 地域内農業者の共同生産体制の構築を図ります。
2 地元農産物の利用・販売の促進	<p>①地元農産物の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設での利用促進や食育の推進、量販店と連携した販路拡大など、地元消費拡大に向けた取り組みを強化します。 直販機能の強化、拡充を進めます。 <p>②ブランド化の確立と販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略品目のブランド化など新しい販売戦略の促進、地元農畜産物を使った商品の開発、産業間連携による外商活動の推進などを図ります。 <p>③有機農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機農産物の勉強会など普及・啓発活動を推進します。
3 担い手の確保・育成	<p>①新規就農者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 四万十農園あぐりっこ、西土佐農業公社、先進的農家での実践研修など、新規就農者の研修支援を充実します。 相談支援体制の充実、経営安定や就農開始時の支援など、新規就農者への支援を強化するとともに、移住就農者の誘致を促進します。 <p>②認定農業者等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者となり得る農業者の育成に努め、制度の周知とフォローアップの強化を図ります。 <p>③集落営農の推進【再掲】</p>
4 農地の利用促進	<p>①農地の利用調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構の活用や農業委員による農地の利用調整などより、農地利用の円滑化を図ります。 営農類型等に応じた農地の集積を進めます。 ほ場整備など、基盤整備を進めます。 <p>②耕作放棄地対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等直接支払、多面的機能支払の制度活用などにより、耕作放棄地の再生及び発生防止対策を進めます。 戦略品目の産地化、適合品目の栽培促進などにより農地利用を進めます。

施策12

山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり

現況と課題

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境や景観の保全、さらには、地球温暖化の防止など、多面的な機能を担っています。一方、輸入木材の増加などによる長期の価格低迷などから、林業生産活動は停滞してきましたが、環境への意識や志向を反映して、地元産材や国内材による家づくりが再評価されてきているとともに、伐採期を迎えた樹林も多く、林業の産業価値が回復しつつあります。

本市は、森林面積が総面積の約85%を占め、全国有数のヒノキ資源を有していますが、これら森林資源の活用は不十分で、ヒノキ産地としての地位も十分確立されていません。成熟しつつあるヒノキ資源をさらに長伐期施業へ転換し、優良大径材の産地としての地位と四万十ヒノキとしてのブランド力を確立していく一方で、年々蓄積量を増す森林資源に対して適切な皆伐、間伐を推進するとともに市産材の利用促進を図り、林業生産活動を活性化していかなければなりません。

そのためには長期的な視点に立った森林経営を念頭に、施業の集約化、効率化、低コスト化を進め、地域林業の中核的な担い手となる林業事業者のさらなる育成と担い手の確保、技術力の向上を図っていくとともに、山に興味のある若者が増え、森林保育の活動グループが生まれてきており、こうした若者やグループも将来の担い手として注目していくことも必要です。

また、本市は、県内有数の原木生産量がある一方で、木材・木製品の産地としての地位は決して高いとは言えず、建築物等における市産材の利用も不十分です。今後は、加工事業者の生産力等を強化するとともに、生産・加工・流通・販売過程における各事業者間の連携を図り、「原木産地」のみならず「製品産地」の形成を図っていく必要があります。その一環として、公共建築物において率先して市産材を利用するとともに、一般の建築物、さらには木質バイオマスなどへの市産材利用を促進していくことも重要です。

林業におけるシカの食害被害も深刻であり、捕獲報奨金や防護ネット設置による対策を強化するとともに、新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上を図ることが必要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
原木生産量（国有林含む）	71,945m ³ （H29）	75,000m ³ 以上
木材・木製品製造業出荷額等	8億496万円（H29）	9億円以上

関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
産業振興計画	R1	R2～R6

主な施策

施策名	内容
1 四万十の山づくり	<p>①長期的視点に立った産地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒノキ産地としての意識づくり、経営類型の明確化やデータ管理の徹底などを通じ、計画的な森林管理・経営を促進します。 ・森の工場など、提案型集約化施業の推進を図ります。 ・未整備林の整備を促進します。 <p>②長伐期施業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長伐期施業の普及啓発を進めるとともに、市有林におけるモデル林づくりなど長伐期施業技術（ノウハウ）の蓄積と普及を進めます。 <p>③適切な皆伐、間伐による原木生産の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の特性に応じた皆伐、間伐の実践を進めます。 ・作業道や林業機械導入への支援など施業の効率化と低コスト化とともに、低コスト再造林、育林の実践を進めます。 <p>④林業事業者や担い手の確保、育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業事業者及び林業技術者の育成を強化するとともに、森林保育等の活動グループへのアプローチなど多様な担い手をつくり出します。 ・自伐林家及び集落組織等の育成を支援します。
2 供給体制の強化	<p>①加工事業者の生産力等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材製品及び木工製品の生産の拡大・商品力の強化を進めます。 <p>②供給体制の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材流通ネットワークの構築による事業者間連携の強化など、流通・販売の効率化を図ります。
3 市産材の利用促進と販売力の強化	<p>①市産材の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅建築等での市産材の率先利用を促します。 ・コーディネート組織を立ち上げ、ヒノキ活用の意識醸成や消費者（建築主）と事業者のマッチングを行い木造住宅の建築を促進します。 <p>②木質バイオマス利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスボイラーなど木質バイオマス利用設備の普及を図るとともに、林地残材等の搬出を促進します。 <p>③四万十ヒノキブランドの確立と販売力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四万十ヒノキの安定供給を確保し、品質の強みや背景などを付加したブランド化を推進します。 ・県との連携、協働により発信力を高めた販売促進活動を展開します。
4 健全な森づくり	<p>①人と鳥獣の良好・適正な環境づくり</p> <p style="text-align: right;">【再掲：施策1 豊かな自然環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護ネットの設置と捕獲の促進、捕獲の担い手の確保・育成により、鳥獣被害対策を推進します。 <p>②森のものの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類など、特用林産物の生産活動の支援とPRを充実します。

施策13

次世代へつなぐ資源回復と安定した魅力ある水産業の振興

現況と課題

水産業の豊かさは、地域の自然、生活文化の豊かさを表す重要な指標でもあります。

四万十川には伝統的な水産業が今も息づき、本市の水産物は、高いブランド力を持っていますが、内水面、海面とも水産資源量の減少、漁獲量の不安定さから産地としての力、ブランド力の低下が危惧され、水産資源の回復・維持が重要な課題となっています。

本市では、漁協や生産者等と連携して資源回復に取り組んでおり、種苗放流、生育環境（漁場環境）の調査・研究や整備を進め、適正な漁期・漁区などの設定に努めるなど資源量の回復に取り組んでいます。栽培（養殖）が可能なアオサ（ヒトエグサ）等についても生産量アップを目指しています。水産資源の回復・維持には、漁業者・遊漁者の合意形成が不可欠であり、各漁業協同組合が連携し、協議を進めていく必要もあります。

漁業就業者の高齢化は著しく、担い手の確保、育成が課題です。漁業経営は非常に厳しい環境にありますが、「いなか暮らし」、「スローライフ」への関心の高まりなどから、漁業に関心を持つ若者も増えつつあり、技術、ノウハウの伝承など、参入しやすい環境を整えることが求められます。

また、漁業協同組合の販売力の強化に加え、他の産業分野（商工業、観光）と連携し、地元水産物を使った「食」の発信や雑魚を使った川魚料理の試行などによる魚食文化の磨き上げ、商品開発（6次産業化）、漁業体験などのグリーンツーリズム、グルメイベントなどにより、販路拡大、漁家所得の向上を図ることも必要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
内水面漁業漁獲量	49t (H29)	50t以上
海面漁業漁獲量	14t (H29)	15t以上

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
産業振興計画	R1	R2～R6

主な施策

施策名	内容
1 水産資源の回復・生産量UP	<p>①天然水産資源の回復、増殖</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な漁場環境、資源量等の調査・研究を進めます。 スジアオノリの資源回復調査や生育環境の保全・整備、イセエビ漁礁設置など、天然資源の生育・漁場環境の保全・整備を進めます。 <p>②栽培漁業等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 種苗放流の支援を行い放流効果の検証を実施します。 アオサの漁場開拓、生産・品質管理の徹底など生産拡大を進めます。 スジアオノリ栽培の取り組みを支援します。 <p>③地域に根ざした資源管理の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業者、市民（遊漁者含む）の資源管理意識の醸成に向けた情報発信、漁場利用の新たなルールづくり（効果的な禁猟区、禁猟期の設定など）を進めます。 <p>④担い手の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 県と連携した講習会等の開催や新規就業者の研修制度の拡充に取り組み、就業の促進とフォローアップ体制の充実を図ります。
2 水産物の加工・販売促進	<p>①水産物の高付加価値化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質管理の徹底や食味、ラベル等の見直しなど、今ある商品の磨き上げを進めます。 未利用資源の掘り起こしや事業者間マッチングの促進により、新たな商品の開発を進めます。 <p>②販売力の強化と販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業協同組合の特色に応じて販売機能を強化し、水産物の有利販売を展開します。 ブランド力の強化と産業間連携による販路拡大に取り組み、水産物の地産地消及び外商を推進します。 <p>③魚食文化の磨き上げと発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工業者等との連携により新たなレシピ開発等に取り組み、周年で楽しめる魚食文化を創造します。 食の発信・普及イベント等と連携して、四万十の魚食文化の発信を強化します。
3 水産資源を活用した交流の拡大	<p>①体験交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光との連携により、多様化するニーズに合わせた体験メニューづくりを進めます。 四万十川等での体験教室を開催し、自然や漁業等への関心を高め、資源保護に対する市民意識の醸成を図ります。

施策14

顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出

現況と課題

地域に根ざした商工業の育成は、農林水産業の発展、交流人口の拡大及び地域文化の醸成につながるものです。

本市は、高知県西南地域の経済の拠点として商業やサービス業を集積させてきましたが、高齢化、人口減少による市内消費購買力の低下、大規模小売店の郊外進出、ネット販売の発達など商店街をはじめとする小売業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

一方、人口千人当りの飲食店数が全国、県平均を大きく上回り、中心市街地に集積しており、こうした特徴などをとらえ、地元の農林水産物等を活かした「食」を磨き、市内外からの誘客を促進するなど、中心市街地・商店街に人を呼び込む魅力ある商業活動、PR活動が求められます。

製造業は、機械器具等の大規模なものづくり産業の集積に乏しく食料品、窯業・土石製品、木材・木製品が中心となっており、地域の素材である農林水産物等は、大半が一次産品として素材のまま販売されています。こうした現状からも地域の素材を活かした商品づくりや観光分野と連携した誘客の促進、そして外商活動を強化していく必要があります。

建設業は、第二次産業の大半を占めていますが、高齢化などにより従業員の減少が著しく熟練工の技術継承が危惧されています。そうした中で防災対策における施設の長寿命化や防災関連施設整備などを通じて建設事業費を確保し、技術継承につながる人材育成に取り組むことが重要です。

また、中山間地域で行われている、集落やグループによる加工品づくりなどの取り組みも新たなビジネスや集落の活性化につながるもので、地域における生産・加工・販売の仕組みや拠点づくりなどを支援していく必要があります。

企業誘致では、地理・地形・環境面の制約から大規模なものづくり企業の誘致は困難ですが、情報通信環境や受入体制などを整え、サテライトオフィスやコールセンターといったICT（情報通信技術）関連企業等へ美しく暮らしやすい地域環境をアピールしながら、誘致活動に取り組むことも必要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
小売・卸売業年間商品販売額	690億7,100万円 (H27)	750億円以上
製造業出荷額等	140億758万円 (H29)	160億円以上
商店街の新規出店数	—	24件/6年

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
産業振興計画	R1	R2～R6

主な施策

施策名	内容
1 こだわりや個性ある商工業の振興	<p>①地域資源を活かした商品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特産品等の品質や食味、ラベル等の磨き上げや表示の適正化などを支援します。 ・事業者間のマッチングによる新たな素材・アイデアの発掘や企画・開発の支援などにより、新たな特産品づくりを促進します。 ・商談会等での販路開拓の支援、産業間連携による外商活動の展開などにより、販売活動を促進します。 ・商品開発・販路開拓の中核となる人材や組織の育成を図ります。 ・安心・安全な食肉の拠点として新食肉センターの整備を行うとともに、新商品開発やブランド化など販売を強化し、新食肉センターを核とした地域産業の育成を図ります。 <p>②四万十の“食”文化の磨き上げと発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四万十の食文化の掘り起こしと磨き上げを進めます。 ・食の発信・普及イベントの開催や観光PR活動と連携した都市圏等での食の発信を進めます。 <p>③地震防災対策における建設事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の長寿命化・南海トラフ巨大地震への対策強化により建設事業を確保します。
2 中心市街地・商店街等の活性化	<p>①中心市街地・商店街等の魅力・にぎわいづくり 【再掲：施策6 にぎわいのある市街地の形成施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回遊性と集客力向上のための拠点づくりを進め、既存施設との連携を図ります。 ・土佐の小京都としてのまちなみ景観を検討します。 ・中心商店街で核となる人材の確保・育成など、商店街機能の向上を図ります。 ・活性化イベントの開催や個店のサービス向上など、日常の賑わいにつながる取り組みを促進します。 ・空き店舗対策を進めます。 <p>②創業や経営革新への支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指導などサポート体制を強化します。 ・意欲ある事業者（人材）の育成、スキルアップを支援します。
3 中山間地域の商業機能の確保	<p>①小さな（田舎）ビジネスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かした商品開発など、集落、グループが取り組むコミュニティビジネス等の発掘、育成を図ります。 ・地域における生産・加工・販売の仕組みや拠点づくりを進めます。 ・中山間地域の販売拠点の機能拡充を支援します。
4 企業誘致	<p>①情報通信関連産業の誘致促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致に向けたリサーチ、支援メニューの創設や受入体制づくりを行い、誘致活動を促進します。 ・遊休施設等を利活用したシェアオフィス等の整備を進めます。

施策15

地域の誇りが人を誘う、おもてなしの“環光”（※）地づくり

※“環光”には、本市の豊かな環境（山川海、景観、暮らしなど）を守り育みつづけながら、人、経済が循環する観光地を目指すという思いが込められています。

現況と課題

国がグローバル観光戦略を進めるように、観光は、直接的な消費拡大のみならず、地域の魅力の再発見、様々な産業の連関を高めるつなぎ役としても重要な役割を果たします。

本市は、四万十川をはじめ農林水産物、歴史・文化などの観光資源（地域資源）が豊富で、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」等における県との連携や修学旅行の受け入れ、観光商品の「はた旅」等における広域連携、さらに市独自のイベント等の開催により、観光入込客数110万人を超える観光地となっています。一方で、公設観光施設や観光遊覧船の利用者は減少傾向にあるうえ宿泊者数の伸びも低調で推移し、観光入込も夏場に集中するなど、滞在型・通年型の観光地づくりを進めるうえでは多くの課題があります。

観光の形態は、団体旅行から家族や友人・知人との個人旅行へ移行しており、自ら情報を収集して観光地・観光メニューを自由に選択する観光にシフトしています。また外国人観光客の増加もみられ、インバウンド対応を充実する必要もあります。こうした中、本市の様々な資源を活かし、市全域をフィールドとした面的に広がりのある観光地づくり、地域とのふれあいのある「また来たくなる」観光地づくりといった視点が重要であり、市内での回遊、宿泊につながるサービスの充実とともに、観光事業者や市民によるおもてなしの心を育み、本市ならではの交流・体験プログラムの造成と発信の強化が求められます。

より効果的な観光客誘致を図るためには、発地地域やターゲット（家族、女性、シニア層など）を意識した戦略的な観光情報発信と販売（外商）を積極的に展開していく必要があります。県や広域との連携を強化するとともに、本市における観光推進を積極的にリードする観光関連組織や人材の育成が求められます。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
観光入込客数	118万446人 (H30)	130万人以上
市内宿泊者数	22万2,115人 (H30)	25万人以上
外国人観光客数	3,287人 (H30)	8,000人

関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
産業振興計画	R1	R2～R6

主な施策

施策名	内容
1 滞在型の観光地づくり	<p>①地域の観光資源、フィールドを活かした滞在型の観光商品づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光マーケティングリサーチなどを実施し、旅行者のニーズに応じた観光商品の開発及び磨き上げを推進します。 既存イベントや体験メニュー等について、専門家も活用しながら観光商品としての効果等の検証と磨き上げを進めます。 勉強会の開催や異業種間の連携強化等により地域の産業を活かした新たな商品づくりを推進します。 食の発信・普及イベント等と連携し、食の魅力を活かした観光地づくりを推進します。 <p>②広域連携による周遊観光の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 周遊観光プランの造成・販売、広域連携によるキャンペーンの展開など、広域連携による周遊観光の魅力づくりを進めます。
2 観光商品の外商の推進	<p>①観光商品のセールス及び情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業力のある人材・組織の育成や商談会等への出展、さらに海外への営業活動の促進など、観光商品のセールスを強化します。 多様な媒体の活用や産業間連携による誘客活動を展開し、地域情報や観光商品の広報・プロモーションを強化します。
3 おもてなしの向上	<p>①おもてなし環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 四万十川流域観光の拠点施設の機能強化、二次交通（周遊バス、おもてなしタクシー、レンタサイクル等）の充実を図ります。 観光案内看板、Wi-Fi環境などの観光案内機能の整備促進、コーディネート機能の向上など、観光客が周遊しやすい環境を整備します。 <p>②おもてなしサービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市民全てが観光大使」を目指し、観光地としての市民意識の醸成と浸透を図ります。 宿泊施設、商店街、飲食店等が連携したサービスや特典の充実などを図り、リピーター確保に向けた取り組みを進めます。
4 組織力の強化と観光リーダーの発掘・育成	<p>①観光関連事業者のスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光関連組織の役割分担と組織力の強化、コーディネーターの育成を進めます。 異業種（農林水産業や商工業等）との交流、連携を促進します。 <p>②観光人材の育成、確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の観光リーダー、体験インストラクター、ガイドなど観光人材の育成を推進します。 ボランティアやインターンシップの受け入れを通じ、将来の担い手の発掘・育成に努めます。

政策6 夢を育む教育の推進

施策16 学校教育の充実

現況と課題

学校は、子どもたちの学力、体力、情操や社会性を育む教育の場であり、子どもたちが楽しく、元気に、安全に学校生活を送ることは社会全体の願いです。

本市は、「学びあい 高めあい 支えあう 子どもたちの育成」を理念に学校教育を推進し、学校施設の長寿命化や大規模改造による児童生徒の安全の確保や時代に対応する情報教育などを進めるとともに、学力の向上、環境教育や国際理解など様々な体験を取り入れた教育に取り組んでいます。また、特色ある学校づくりとして、平成26年度からは、学力向上や土曜授業の活用、外国語教育やふるさと教育など、数種類の研究のいずれかにすべての学校が取り組む「一校一役教育研究」を進めています。また、保育所・幼稚園と小学校との連携、小中学校の連携など、切れ目をつくらぬ指導にも力を入れ、スクールカウンセリングのほか、障害の有無に関わらず、ともに学ぶ環境づくりや特別支援教育などの充実も図っています。

これらの取り組みの結果、近年学力は向上してきており、今後もこの取り組みを継続していく必要があります。

一方、学校教育の課題は、不登校やいじめなどの問題をはじめ、特別支援教育や学校の防災・防犯などへの対応等、多岐にわたっています。

特に不登校については喫緊の課題であり、1人1人を大切にす魅力あふれる学校づくりに努めるとともに、要因分析に基づく解決や未然防止に努める必要があります。

また、児童生徒数の減少が進行していることから、一定の教育環境の確保を図るため、学校再編を進めていく必要があります。今後とも、子どもたちが安心して将来の夢を育み、のびのびと育っていくことができるよう家庭、地域の連携により一人ひとりを大切に育む学校づくりを進めていくことが重要です。

一方、高等学校教育については、義務教育課程との連携強化を図りつつ、グローバル化や情報化、少子高齢化が急速に進む社会情勢のなか、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、高い志を持ち、各分野で地域の将来を担う人材育成が求められています。また、大学等の高等教育については、少子化はもとより若者世代の流出が顕著な状況のなか、地元での専門的、高度な知識や技術の習得できる機会の確保、交流人口の拡大、地域活力の醸成などを図れるよう、高等教育機関の誘致を目指します。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
全国学力・学習状況調査における各教科の正答率	全国平均との差 (H31) (単位：ポイント) 小学校：国語+7.1、算数+5.6 中学校：国語+6.0、数学+5.4	(全教科) 小学校：全国平均+5ポイント 中学校：全国平均+3ポイント 小学校、中学校ともに全国上位
全国体力・運動能力、運動習慣等調査におけるT得点	(小学校5年生：H30) 男子 53.8点 (全国比-0.4) 女子 56.8点 (全国比+0.9) (中学校2年生：H30) 男子 48.7点 (全国比+6.4) 女子 53.2点 (全国比+2.6)	(小学校) 全国平均以上 (中学校) 全国平均+3ポイント以上
小学校不登校児童数(1,000人あたりの出現率)	8.8人 (H30)	全国平均並み (H30：4.7人)
中学校不登校生徒数(1,000人あたりの出現率)	52.6人 (H30)	全国平均並み (H30：30.1人)

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
学校教育振興基本計画	R1	R2～R6

主な施策

施策名	内容
1 夢を育む学校づくりの推進	<p>①発達段階に応じた連続性のある教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 保幼小連携、小中連携などにより、幼児期から青少年期まで発達段階に応じた連続性のある教育体制を築きます。 <p>②学力向上への取り組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種学力調査の結果をもとに成果と課題を検証・分析し、チーム学校として組織的な学力向上を目指します。 <p>③一人ひとりに寄り添う教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーや外部の専門家を活用し、教職員の指導力の向上、家庭・地域との連携強化を図り、不登校やいじめ、思春期問題等に対応していきます。 特別支援教育など、障害の有無に関わらず、ともに学ぶ環境づくりを進めます。 <p>④教育風土づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさとを愛し、ふるさとの誇りをもてる児童生徒を育成するふるさと学習や、環境学習、国際理解教育、情報教育、職業教育など、社会性や様々な経験を育む体験的な学習を充実します。 「一校一役教育研究」による特色ある学校づくりの推進や学校紹介ホームページの充実など、魅力ある学校づくりに取り組み、学校の主体性ととともに、児童生徒の自主性を育みます。
2 安全で健やかな学校生活の支援	<p>①学校の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設の適切な維持管理と整備を進めるほか、防災設備、安全設備等の適切な更新に努めます。また、定期的な防災・避難訓練など、学校防災に努めるとともに、スクールガードリーダーとの連携などにより防犯体制の整備に努めます。 <p>②学校給食、学校保健の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の食材を取り入れた食育の推進を図るとともに、食物アレルギーへの対応にも取り組みます。 成長期にある児童生徒の心身の健康を守る学校保健を充実します。
3 教育体制・教育環境の充実	<p>①教職員体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の資質・指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）の活用など、教職員体制の充実に努めます。 労働環境の改善や業務の効率化など働きやすい学校づくりを進めます。 <p>②学校情報化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校間のネットワークの活用や教育データベースの充実など、さらなる情報化とその環境の活用を進めます。 <p>③地域の中の学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育の機会均等を図るため、四万十市立小・中学校再編計画（第2次）に基づき、学校の再編を進めます。 学校・家庭・地域の連携により、学校支援地域本部事業に取り組むとともに、地域での体験学習を通じ、地域の教育力の向上に努めます。 <p>④高等教育機関の誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的、高度な知識や技術の習得できる機会の確保、交流人口の拡大、地域活力の醸成などを図れるよう、高等教育機関の誘致を目指します。

施策17 青少年・若者の育成

現況と課題

子どもたちの心や社会性は、学校教育のみならず、家庭や地域、社会全体で育まれます。本市においては、就労している保護者が多い環境にある中で、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室推進事業により放課後や長期学校休業期間における子どもの居場所づくりを進めています。

また、青少年が育つ過程では、生まれ育ったまちの歴史や自然、文化、産業の特性について具体的に知り、それを踏まえて自分やまちの将来について考える機会を持つことが重要です。青少年健全育成として、こういった機会を提供できるよう市内及び県内の高等学校等と連携した体験事業や、まちあるきイベントなどを開催しています。

一方、問題行動や犯罪など、青少年や若者を取り巻く様々な問題があります。また、公園等での迷惑行為、青少年の深夜徘徊などには一定の落ち着きがみられますが、インターネット利用による様々なトラブルや危険の発生等の増加が懸念される状況にあります。

このため、街頭巡回、相談活動、環境浄化活動などに取り組むほか、「薬物乱用防止教室」「防犯教室」等を開催するなど、警察との連携を図っています。青少年や若者の問題が多様化、深刻化する中で、悩みや不安を受け止める親身な相談対応が重要です。また、普段の生活の中で一人ひとりが尊重され、心豊かな環境の中で主体性を育ていけるよう、学校、地域、家庭がそれぞれの責任と役割のもとに相互の連携協力によるサポート体制の強化が求められています。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
年間平均補導人数	9.2人 (H26-30年度平均)	10人以下
情報モラル教室の開催	19小中学校 (H30)	計画期間中に全小中学校で実施

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
子ども・子育て支援事業計画	R1	R2～R6

主な施策

施策名	内容
1 青少年の自立・交流の支援	<p>①青少年活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども会の活動を支援します。 学校の部活動のほか、地域スポーツクラブや地域文化の伝承活動など、地域における青少年の活動・活躍を支援します。 <p>②若者の自立・交流支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者サポートステーションと連携し、若者の就労を支援します。 若者の公民館活動等への参加促進や婚活サポート等、若者が活動・交流できる場の提供に努めます。 <p>③放課後の居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員に必要な知識・技能の向上に取り組むとともに、人の確保について支援します。
2 青少年健全育成活動の充実	<p>①見守り活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年補導センターによる街頭巡回を実施し、指導・助言を行います。 防犯パトロール活動などを通じて、地域住民による青少年・若者の見守り活動を充実します。 <p>②環境浄化活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域や関係機関の協力を得ながら、まちの中の有害情報の除去に加え、インターネット接続機器のフィルタリング（有害サイトアクセス制限）の設定等、保護者への啓発に努めます。 <p>③相談・指導体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校での「薬物乱用防止教室」「防犯教室」「情報モラル教室」等の継続・充実に努めます。 学校・教育研究所、少年補導センター、児童相談所、民生委員・児童委員、保護司などの連携により、本人や保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。 <p>④青少年健全育成事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成四万十市民会議を中心として青少年の健全な育成を図る事業の充実に努めます。
3 家庭・地域の教育力の向上	<p>①家庭の教育力の向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 不安や悩みを持つ親、孤立しがちな親などに対して、相談対応や学習機会の提供など、学校、家庭、地域等が連携して家庭教育支援に取り組みます。 インターネット利用の問題に対する保護者の意識・知識を高めるため、「情報モラル教室」を実施します。 <p>②地域の教育力の向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会、民生委員・児童委員や保護司、女性団体、若者サポートステーション等と連携して地域の教育力の向上を図ります。 開かれた学校づくり、学校での地域交流イベントや学校ボランティア活動、体験学習など世代間交流の拡充を図ります。

政策7 地域文化の振興

施策18 地域文化の再発見・保全

現況と課題

地域の自然環境と長い歴史の中で磨かれてきた地域文化は、先人から手渡され、次の世代に引き継いでいくべき大切な財産です。

四万十川流域には、地域の自然や地形に沿って継続してきた暮らしがあり、各時代の足跡を物語る有形・無形の文化財が残されています。市内には約250か所の遺跡と、有形文化財45件（うち国重要文化財3）、記念物26件、民俗文化財4件、文化的景観1件（国選定）の指定文化財があるほか、今に伝わる数々の伝統行事があります。

埋蔵文化財については順次調査を行い、その成果を整理・管理のうえ、学校出前授業や文化財めぐり、見学の受け入れを実施しています。中村城跡に建つ郷土博物館や権谷せせらぎ交流館で歴史・文化資料を展示していますが、資料数に対して十分な収蔵施設が不足しており、その確保が求められています。また、これまで十分に調査や掘り起しの行われていない歴史・文化についての調査の実施、利活用を含めた地域文化の再評価が必要です。

四万十川の景観は、流域5市町として平成21年に文化庁の重要文化的景観の選定を受け、本市では、独自事業として地図づくりやサイクルガイドの養成、沈下橋の修繕などを進めています。山村や漁村などには多様な地域文化が今も暮らしの中に息づき、観光や環境学習などにも活かされるなど、それらの営みが新たな文化創造につながりつつあります。

自然と共生してきた四万十川流域の生活文化には、世界に誇るべき価値があります。そのことを市民が知り、未来に引き継いでいくための仕組みづくりが必要と言えます。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
地域文化に関する講座数	24回 (H30)	25回
博物館来館者数	3,777人 (R元年度上半期)	年間10,000人

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
四万十川景観計画	H30	—
四万十川流域の文化的景観（保存調査報告書・保存計画書）	H20	—

主な施策

施策名	内容
1 文化財の保存	<p>①文化財の調査の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 有形・無形・埋蔵文化財等の調査を計画的に実施します。 博物館所蔵資料の調査・分析を計画的に実施します。 <p>②歴史文化の保存・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・県・市指定文化財の増加に向けた取り組みを継続的に行います。 指定文化財や博物館所蔵資料等の保存修理を計画的に実施します。 四万十川の文化的景観の保全・継承に努めます。
2 郷土文化の活用	<p>①地域文化の活用に向けた基礎資料の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内文化財のGIS（地理情報システム）を活用した一般公開等を推進するため、データの充実に努めます。 市の歴史や文化、文化財等の調査結果を取りまとめた報告書等の刊行を計画的に行います。 <p>②文化財や資料の効果的な公開・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> パンフレットや地図など市の歴史や文化を伝える印刷物の作成やデータの公開を行います。 学校や地域への出前授業、公開講座などを実施します。 博物館での企画展示や資料の公開活用を推進し、博物館の利用を積極的に推進します。 <p>③歴史文化を活かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりや観光施策との連携した地域文化をまちづくりに活かす取り組みを進めます。 <p>④多様な地域文化の継承と創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館分館を活用して、地域の独自性を活かした行事（盆踊り、研修会等）の振興を図り、地域文化の保存・後継等を支援します。



施策19

生涯学習・スポーツの振興

現況と課題

生涯を通じた学習、スポーツ活動は、市民の健康や生きがいを支えるのみならず、豊かな地域文化をつくっていく上でも大きな役割を担っています。

生涯学習については、本市では市庁舎の2階に図書館を設置し、多くの市民に利用されていますが、四万十川や幸徳秋水に関連する資料展示のほか、「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの頃からの読書習慣を重視していることも特徴としています。また、西土佐総合庁舎にも分館を開設し、地域間格差の解消にも努めています。今後も、市民のニーズを把握しながら、図書館環境の整備や多彩な事業の実施についてさらに充実を図ります。

文化・学習活動については、四万十市文化祭、四万十市美術展、四万十川国際音楽祭、四万十川こども演劇祭などの文化イベントに加え、中央公民館での各種講座・教室、ふれあいホール自主事業などを展開しているほか、市民の自主活動も盛んに行われています。しかしながら、受け皿となる施設の老朽化対策が課題となっています。今後は、文化複合施設の建設を進めるとともに、市民にとっての身近な居場所となることを期待し、施設提供事業、創造支援事業、参加・体験・育成事業、鑑賞・普及事業、交流・情報事業等を展開し、市民の文化芸術活動の振興を図ります。

生涯スポーツについては、市民スポーツセンター、四万十スタジアム、武道館のほか、学校体育館の開放も行っており、多くの市民が利用しています。また、(公財)四万十市スポーツ協会やスポーツ推進委員により、生涯スポーツの振興を図り、市民の体力維持や健康増進等に努めています。スポーツ関係者との連携やスポーツリーダーの人材確保のほか、施設の老朽化への対応が課題となっています。

さらに、安並運動公園体育施設を中心に大学等のスポーツ合宿誘致にも取り組んでおり、スポーツ合宿等を通じてスポーツの魅力の増進や本市の観光振興及び地域活性化につなげていく必要があります。

また、競技スポーツでは、陸上、水泳、ソフトテニス、カヌーなどの種目で優秀な成績を上げるなど、活発にスポーツ活動が展開されています。しかし、競技の多様化や低年齢世代におけるスポーツ離れにより、スポーツ少年団の団員数が減少するなど、少子化等に伴う影響が生じており、今後とも、スポーツ団体との連携を図りながら、スポーツ人口の確保及び競技力の向上に努めていく必要があります。

そのほか、四万十川ウルトラマラソン、四万十川リバーサイドフルウォークといったイベントが定着し、市外から多くの参加者があることも特徴であることから、市民協働による運営に努め、スポーツを通じた地域間交流を促進していく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
図書館利用者登録率(人口比)	15.96%(H30)	17.2%
市民一人当たり貸出点数	4.89冊(H30)	5.07冊
ネット予約冊数	640冊(H30)	700冊
生涯学習講座の参加者数	311人(H30)	400人
1人当たりの社会体育施設利用回数(人口比)	4.7回(H30)	5.0回

関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
子ども読書活動推進計画	H29	H30~R4

主な施策

施策名	内容
1 誰もが参加しやすい生涯学習の推進	<p>①図書館活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズを把握し、図書館環境の整備や多彩な事業の実施についてさらに充実を図ります。 <p>②子どもの頃からの読書習慣の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ブックスタート支援や読み聞かせ活動、図書の紹介のほか、学校や保育所等と連携した読書活動の充実など、人づくりの一環として読書習慣の定着を進めます。 <p>③文化・学習環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館分館、集会所等を有効に活用し、地域における文化・学習活動の充実を図ります。 <p>④学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の学習に対する需要に適切に対応するため、必要な学習機会の提供の充実を図ります。
2 芸術文化の振興	<p>①芸術文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央公民館及び文化センターにおいては、老朽化にともない文化複合施設として新たに整備し、管理運営方法及び施設利用ガイドライン等について検討するほか、西土佐ふれあいホールなどの環境整備等を進め、芸術文化活動の拠点充実します。 市民が質の高い芸術文化に触れる機会を確保するとともに、芸術文化に関わる人材の育成、団体活動の支援を行います。
3 健康とふれあいのための生涯スポーツの振興	<p>①市民一人一スポーツ（※）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康で明るく豊かで活力に満ちた「生きがい」のある社会をつくるために、「市民一人一スポーツ」を推進します。 スポーツ施設の老朽化対策等として、計画的に維持改修に取り組みます。 <p>②競技スポーツの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全育成や体力向上に加え、日本体育大学との連携事業などを活用し、指導者の育成や競技力の向上を図ります。
4 広域スポーツの振興	<p>①本市ならではのスポーツイベントの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 四万十川ウルトラマラソンや四万十川リバーサイドフルウォークなど、本市ならではのスポーツイベントを開催することにより、地域間交流や地域活性化につなげていきます。 体育施設の有効活用を図るとともに、スポーツ合宿の誘致活動（スポーツツーリズム）に取り組みます。

※ 市民一人一スポーツ

心身ともに健康で活力ある生活を送るために、市民一人ひとりが最低一つのスポーツを行っている状態

政策8 住民みんなの健康づくりの推進

施策20 医療体制の充実

現況と課題

高齢化が進む中で、市民の健康を支える医療体制の充実が重要となってきています。本市では、幡多保健医療圏の中で、幡多けんみん病院、市民病院、民間医療機関等の連携を軸に地域医療の体制を確保しています。

市民病院は、幡多けんみん病院とともに急性期医療を担う重要な位置づけにありますが、近年の医療改革制度、診療報酬のマイナス改定、医師不足等により、厳しい経営状況が続いています。現在は5診療科、医師10名（平成30年度末）の体制で運営し、市内で唯一全身麻酔手術が可能な医療機関として多くの緊急手術を行うとともに、禁煙外来、人間ドックや脳ドック、各種健診等も実施することで市民の健康を守っています。経営改善としては、平成28年度に「経営健全化計画」の見直しを行い、「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」の4つの視点に立ち病院職員一人ひとりが経営健全化に取り組んでいます。

また市民病院は市の災害医療救護計画において災害時の救護病院に指定されており、平成24年度に院内で組織されたDMAT（※）について、平成30年度には日本DMAT2チーム、高知DMAT1チームとなり、更なる災害対応能力の向上を図っています。また、平成28年度から地域包括ケア病床を55床に拡大し、収益の向上を図るとともに、急性期の治療が終了しても、在宅や介護施設等での療養に不安がある方などのために、在宅復帰に向けた治療や支援を行っています。

西土佐地域では、平成31年度に医師2名体制が確立し、西土佐診療所と3つの出張診療所を運営しています。訪問診療・訪問看護体制の構築や介護との連携など、在宅医療の拠点を担うとともに、身近なかかりつけ医としての機能充実に努めています。また、救急医療については、宇和島方面とも連携しています。

救急医療体制については、休日の急病患者に対する一次救急医療を確保するための在宅当番医制を、平日夜間においては、輪番制方式により入院を必要とする重症患者の二次救急医療を整えています。加えて、こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）を活用することで、救急医療情報や災害時の医療機関の受け入れ、医療救護所の開設情報及び備蓄物資などの情報を広域的に得ることができる体制となっています。

また、市内には、小児科、産婦人科、眼科が少ないなど、広域連携による医療体制の確保が必須となっています。加えて、高齢化率の上昇に伴い、訪問医療の充実、介護との連携が急務となっており、地域医療を支える医師・看護師、リハビリ等の専門職の確保が必要となっています。

関連計画

名称	策定年	計画期間
四万十市立市民病院経営健全化計画	H28	H29～R2

※ DMAT

災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム

主な施策

施策名	内容
1 地域医療体制の充実	<p>①地域完結型医療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民病院と民間医療機関の連携により、急性期から回復期、療養期までの地域完結型の医療体制を確保していきます。 西土佐診療所の施設・設備の改修、市民病院と連携した医師・看護師等の体制確保を目指すとともに、さらなる経営健全化に努めます。 <p>②救急医療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 幡多けんみん病院、市民病院、幡多医師会（在宅当番医制、病院群輪番制）等との連携により救急医療体制を確保し、充実を図ります。 <p>③広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 幡多保健医療圏の中で、高度医療、救急医療、多様な診療科を確保できるよう国・県等との連携に努めます。 <p>④医療・介護・福祉の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築により、介護・医療・住まい・生活支援・予防にわたるニーズに応えられるよう、地域ケア会議の開催など、医療・介護・福祉との連携を強化します。 <p>⑤適正受診の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 幡多圏域における医療体制の現状について市民の理解を進め、適時適切な受診の啓発に努めます。
2 市民病院の充実	<p>①地域医療の中核機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 急性期医療の拠点機能を維持・充実させていきます。 市民の医療ニーズや健康管理に関わる課題、広域の医療情報などの収集・整備に努め、地域の医療機関と共有するとともに、地域の医療機関のニーズを把握し、国・県等と連携して課題解決を図ります。 高度医療、救急医療等における広域連携・調整の機能を担うとともに、災害時の医療体制（DMATや資機材整備等）の強化を図り、広域の医療に貢献します。 <p>②診療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズに応える診療科の維持・充実に努めます。 医師、看護師等の人材確保に努めます。 <p>③経営健全化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民及び地域の医療機関のニーズに応え、本市の地域医療の拠点としての機能を果たしていけるよう、経営の健全化を進めます。 脳ドック、禁煙外来など、本病院ならではの特色づくり、患者サービスの向上により選ばれる病院づくりを進めます。 ホームページ、病院広報誌などによる情報発信を充実します。 医療費請求の適正化、ジェネリック医薬品の導入、業務の効率化などを進めるとともに、職員意識の向上により経営感覚を向上していきます。

施策21

生涯健康づくりの推進

現況と課題

我が国では平均寿命が伸びる一方、健康で活動的に暮らせる期間（健康寿命）はそれより10年程度短い状況にあり、社会的な課題になっています。生涯の健康はすべての人の願いであり、一人ひとりの主体的な健康づくりが求められています。

本市では、健康増進計画に基づき、子どもから高齢者まで誰もが心身ともに健やかで心豊かに生活を送ることができるよう、市民の健康の保持増進に力を入れ、特定健診・特定保健指導、各種がん検診などを実施するとともに、歯と口の健康づくり推進条例を制定し、歯科口腔事業や歯科口腔検診事業についても計画的に推進しています。また、児童を対象とした食育講座や生活習慣病予防のための講習及び地域ごとに健康・福祉地域推進事業を展開し、健康教育や健康相談を実施しています。

精神保健については、精神疾患だけではなく、発達障害、うつ、ひきこもり等幅広く対象とした相談援助を行う必要があることから、保健、医療、福祉、就労等の専門機関が連携して支援を行っています。また、誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指し、平成31年3月に「自殺対策計画」を策定し、生きることの包括的な支援を計画的に推進しています。

市民が心身の健康を保持増進していくためには、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたり切れ目のない支援が重要であり、保健活動を通じて医療機関や学校、職場、地域と連携しながら、一人ひとりが主体的に健康づくり活動を継続できるよう促していくことが求められます。本市では、健診（検診）受診の促進とともに、健診（検診）結果から生活習慣の改善及び適切な治療へとつなげていますが、全国と比較して糖尿病を基礎疾患として死亡する人の割合が高くなっています。早期介入保健指導事業により生活習慣病予備軍の早期発見と健診継続の意識づけを行い、若い世代の健康意識の向上を図るとともに、健康・福祉地域推進事業による健康福祉委員会を中心に、医療・保健・福祉関係機関が連携して、市民が意欲的に、楽しく健康づくりに取り組めるよう支援していく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
特定健康診査の受診率	44.4% (H30)	70%以上
12歳児一人の平均むし歯数	1.07本 (H30)	0.5本以下
成人歯科健診（成人～壮中年期）	3.8% (H30)	10%
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	23.24人 (H30)	17.4人
喫煙する人の割合	男性29.7%、女性9.5% (R1)	男性20%以下、女性5%以下
生活習慣病のリスクを高める量飲酒している人の割合（毎日男性2合以上、女性1合以上）	男性27.8%、女性9.4% (H30)	男性13%以下、女性6.4%以下

関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域福祉計画	R1	R2～R6
健康増進計画	R1	R2～R6
歯と口の健康づくり基本計画	R1	R2～R6
自殺対策計画	H30	H31～R5
国民健康保険特定健康診断等実施計画	H29	H30～R5

主な施策

施策名	内容
1 多様な健康づくりの推進	<p>①疾病の予防と早期発見の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・特定保健指導、各種がん検診を実施します。 ・生活習慣の改善、健康学習による健康増進を進めます。 ・健康情報を分析し、関係機関や、健康福祉委員会等の地区組織活動と連携しながら市民の健康保持・増進に活用していきます。 ・子どもの頃から健康的な生活リズムを身につけるために、『早寝・早起き・朝ごはん+運動』を、成人期からは『みず・めし・うん・うん(※)』をキーワードに普及・啓発します。 <p>②歯と口の健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師会と連携し、市民の自己管理（セルフケア）能力の向上を推進します。 ・市民への歯と口に関する情報提供や関係機関との連携により、歯と口の健康づくりを推進します。 <p>③こころの健康の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携により、職業訓練、就職あっせん、福祉就労などに結び付ける支援を推進します。 ・こころの健康が保持できず社会参加が達成されない人のために、各種相談機関等と連携して社会参加への支援や専門機関への引継ぎを行います。 ・自殺予防に関する普及啓発活動、ゲートキーパーの拡大と対応力の確保・向上、関係機関の連携強化を図り生きることの包括的な支援を行います。
2 家庭・地域ぐるみで進める健康づくり活動の支援	<p>①健康情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が健康づくりに関する意識・知識を高めていけるよう、健康学習や正しい情報の提供を行います。 <p>②地域における健康づくり活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康・福祉地域推進事業を推進します。 ・健康福祉委員会と連携して住民の健康づくりに関する課題把握、健康づくり活動を進めます。

※ みず・めし・うん・うん

毎日の体調を整えるための4つのポイント（みず=水分、めし=食事、うん=排便、うん=運動）

政策9 支えあう地域づくりの推進

施策22 地域福祉の推進

現況と課題

少子高齢化・人口減少が進む社会であっても、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるためには、公的な支援のみならず、住民同士で支え合う地域の力が不可欠となってきています。

本市では、市街地・山間部を問わず人口減少と高齢化が進み、ライフスタイルの変化等により地域コミュニティの機能低下が進行しているほか、住民一人ひとりの生活課題や福祉ニーズも多様化する中で、行政の役割だけでは、住民が住み慣れた地域で生活を維持することが難しくなってきています。住民の健康で安心な生活を支えるためには、新たな地域福祉の仕組みを構築していく必要性が高まっています。

市では、「地域に根ざした地域福祉の創造」を理念に掲げ、市社会福祉協議会と連携して地域福祉を推進してきました。平成24年度には健康・福祉地域推進事業を立ち上げ、地域において健康福祉委員会が組織され、「介護予防、健康づくり」「支え合いの地域づくり」を目的に、地域が主体となった取り組みが進められています。また、株式会社大宮産業を住民自らが立ち上げた西土佐大宮地区では、地域での支えあいや経済活動など、地域生活を支える共同事業を展開しています。

推進体制については、市が策定する「地域福祉計画」とその実践部分を担う計画として市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的なものとし、また、権利を守る各種制度の充実と利用支援を目指す「成年後見制度利用促進基本計画」も含め、令和元年度に計画の見直しを図りました。計画では市・社会福祉協議会・地域住民や関係機関が協働して目指すべき方向性を示していますが、今後とも、それぞれ力を出し合い、協働により住民の健康と福祉を支えていく体制を充実していく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
健康福祉委員会の組織率	中 村 地 区：47.6% (H30) 中村地区以外：80.6% (H30)	中 村 地 区：47.6% 中村地区以外：72.4%
社会福祉協議会ボランティア登録者数	個人232人、団体20団体 (H30)	個人250人、団体27団体

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域福祉計画	R1	R2～R6

主な施策

施策名	内容
1 地域福祉の基盤づくり	<p>①協働による地域福祉推進体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の機会の提供を図り、人材の育成に努めます。 ・社会福祉協議会と連携し、地区活動や民生委員・児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の仕組みづくりを進めます。 <p>②生活支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置及び生活支援等サービス体制整備推進会議を設置し、高齢者の生活支援ニーズや地域資源の把握を行うとともに、生活支援サービス等の担い手育成、活動の場の創出や、関係者とのネットワークづくりを促進します。 <p>③誰にもやさしい環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちや建物、交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。 ・手話、要約筆記、音声情報や大活字、外国語対応など、情報のバリアフリー化を進めます。 <p>④生活困窮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に困りごとや不安を抱えている方に対して相談窓口を開設し、関係機関との連携のもと自立に向けた支援を行います。 ・住居確保給付金の支給、就労準備支援や家計改善支援を通じて就労に向けた支援や生活再生の支援を推進します。
2 地域に根ざした支え合い活動の推進	<p>①健康・福祉地域推進事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉委員会の設立支援や活動内容の充実を図り、住民を主体とする支え合いと協働・連携による福祉推進の活動拠点の基礎とします。 <p>②避難行動要支援者の避難支援体制の強化</p> <p>【再掲：施策4 災害に強いまちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援個別計画に基づいた支援体制の強化を地域とともに進めます。 ・福祉避難所の確保、避難時、避難場所に必要な設備・資材・医療的ケアなどの準備を進めます。



施策23

地域で支える子育ての推進

現況と課題

少子化が進行する中で、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことのできる地域づくりが求められています。

保育サービスについては、子ども数は減少しているにもかかわらず、ここ10年間入所児童数は増加傾向にあり、特に低年齢児の入所希望者が増加しています。また、障害児保育の需要も増加しており、加配保育士の確保が課題となっているほか、一時預かり保育、病児保育、延長保育等の確保、認定こども園開設など、保護者のニーズが多様化しているため、保育所再編も含め内容を検証しながら対応していく必要があります。

子育て支援では、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始するなど経済的な負担の軽減が図られてきていますが、核家族化の進展や転勤などにより、孤立しがちな子育て家庭への育児相談や保護者・親子の交流支援が必要となっています。このため、子育て支援センターをはじめ、子育てサークルや子育て応援団への支援に加え、子育て情報の提供なども充実していく必要もあるほか、ファミリーサポートセンター事業など地域ぐるみで子育てを行うという視点がますます重要となっています。

また、子どもが安心して過ごす居場所として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館を利用することで、遊びや多様な体験等を通じて心身ともに健全な育成を図り、家庭の子育てを支援します。これらの事業実施については、子どもの利益を考慮し、各事業の特色を活かして推進していくことが求められます。

母子保健については、乳幼児健診、各種教室・相談などを実施し、育児不安の解消に努めているところです。

また、妊娠期から乳幼児期までの切れ目ないきめ細やかな支援を行う拠点として子育て世代包括支援センターを設置し、必要な助言や相談及び関係機関との連絡調整を行っています。

今後も、いじめ・不登校の深刻化、子育てコストの増大、児童虐待など子育てをめぐる様々な問題が懸念される中、保育所・幼稚園、小中学校、市民・地域が手をたずさえて地域全体で子育て・親育ちを支え、子どもたちが安心して育ち、若い人たちが「ここで子育てをしたい」と思えるようなまちをつくっていくことが求められます。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
保育所入所待機児童数（0歳児）	17人（H30）	0人
ファミリーサポートセンターの会員数	51人（R1）	142人

関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域福祉計画	R1	R2～R6
子ども・子育て支援事業計画	R1	R2～R6
保育計画	H29	H30～R4

主な施策

施策名	内容
1 保育サービスの充実	<p>①保育所施設整備と適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な判断のもと計画的な施設整備を図ります。 子ども数の動向に即して、施設の再編を進めます。 <p>②保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児保育の充実を図ります。 保護者の勤務形態が多様化する中、その保育ニーズに適切に対応するため、取り組みを推進します。 <p>③保育と教育の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所におけるこども読書の導入など、保育と教育の連携に取り組みます。
2 地域での子育て支援の充実	<p>①子育て支援機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政と地域が連携を図り、子育て支援センターや児童館、ファミリーサポートセンターなど子育て支援機能を充実させます。 子育てに関する情報の収集・一元化を図り、市民や保護者等と情報の共有を行います。 <p>②子育てサークル・地域子育て活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て当事者による自主サークルや子育て応援団の活動を支援します。 <p>③ひとり親家庭等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の就業に向けた資格取得等を支援します。 各種手当を給付して家庭の経済的な安定を支援します。 <p>④放課後の居場所づくり 【再掲：施策17 青少年・若者の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員に必要な知識・技能の向上に取り組むとともに、人の確保について支援します。 <p>⑤青少年活動の促進 【再掲：施策17 青少年・若者の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども会の活動を支援します。 学校の部活動のほか、地域スポーツクラブや地域文化の伝承活動など、地域における青少年の活動・活躍を支援します。
3 保健・医療による子育て支援の充実	<p>①母子保健の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関・関係機関と連携し、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を充実します。 発達に不安のある乳幼児に対し、医療機関、保育所等との連携を図り、子どもの成長と育児を支援します。 <p>②子ども医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。



施策24

高齢者福祉の充実

現況と課題

我が国では、人口の急速な高齢化に対応して社会保障の構造改革が進められています。

介護保険制度は、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者になる2025年を目途に、医療・介護・住まい・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指すための改正がなされ、市町村ごとに体制づくりが進められることになりました。

本市は、65歳以上の高齢者人口がすでに3割を超えている状況にあるため、各種健診や歯と口の健康づくり等を進めるとともに、筋力アップ教室、温水トレーニング教室、まちなかサロン等、介護予防・高齢者の社会参加の場の提供や各地域における健康福祉委員会による健康づくり活動を促進するなど、介護予防事業に力を入れています。また、シルバー人材センターや老人クラブなど、高齢者の社会参加を促進しています。しかしながら、各種の事業や活動については、参加者の固定化がみられるため、参加につながる情報の提供や移動手段の確保が課題となっています。

また、地域の中では、高齢化の進展により、独居や認知症高齢者への対応も問題となっています。市内には、特別養護老人ホームやグループホーム等の住まいも充実してきていますが、今後も特別養護老人ホームへの入所を希望する方は多く、要介護状態になっても安心して自宅や住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環境を確保していくことが大きな課題となっています。

生涯健康で、自分らしい生活を継続することはすべての人の願いでもあり、身近な地域の中で、介護予防から介護、看取りまで切れ目のないサポートを実現していくためには、本市に息づく地縁や住民同士の助け合い意識を基本に、専門職と住民が連携して安心できる支援体制を築いていくことが重要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
要支援・要介護認定を受けていない人の割合	82.24% (H30)	82.50%
認知症サポーター養成講座受講者数	3,491人 (H30)	4,500人

関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域福祉計画	R1	R2～R6
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	H29	H30～R2

主な施策

施策名	内 容
1 地域ぐるみの支援体制の確立	<p>①地域包括ケアシステム構築の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議の充実や医療、保健、福祉等の連携による地域包括ケア体制を充実し、介護予防から介護、看取りまで切れ目のないサポートを実現していきます。 <p>②健康・福祉地域推進事業の推進【再掲：施策22 地域福祉の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉委員会の設立支援や活動内容の充実を図り、住民を主体とする支え合いと協働・連携による福祉推進の活動拠点の基礎とします。
2 介護予防・生活支援の総合的な推進	<p>①高齢者の活躍支援と介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が仕事や地域活動に参加し、生きがいを感じながら健康づくりと地域づくりに貢献していけるよう努めます。 介護状態にならないために、筋力アップ施策の充実を図ります。 健康福祉委員会を中心に、地域での健康づくり活動を推進します。 利用者の多岐にわたる個別ニーズに対応した介護予防・日常生活支援総合事業の推進に努めます。 <p>②在宅生活の支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅改修、緊急通報システムの活用により安全・安心な生活を支えます。 見守りによる食の確保（配食）により、健康で自立した生活の手助けをするとともに安否を確認します。 <p>③認知症施策と権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の早期発見・早期対応に努めるとともに、認知症サポーターの養成や専門職を対象とした研修会・検討会の開催のほか、介護者支援等を充実します。 高齢者虐待の防止等、権利擁護に関する普及啓発や関係機関との連携に努めます。 成年後見制度の活用促進に向けた周知・啓発や、後見人等を支援する体制整備を行います。
3 介護サービスの効果的な提供	<p>①介護サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅サービスと施設サービスのバランスを取りながら、高齢者のニーズを踏まえて、サービス基盤をより一層充実させます。 <p>②適正な介護サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の解決すべき課題（ニーズ）や状態に即した利用者本位の介護サービスが適切かつ効果的に提供されるように、事業者への指導や支援を行います。 <p>③医療・介護・福祉の連携強化【再掲：施策20 医療体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築により、介護・医療・住まい・生活支援・予防にわたるニーズに応えられるよう、地域ケア会議の開催など、医療・介護・福祉との連携を強化します。
4 持続可能な支援体制の確保	<p>①介護保険事業の健全な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス給付等の必要量を見込み、介護保険料の適切な設定と収納による持続的な制度運営を図るとともに、サービスの有効かつ適正な提供に努めます。 サービスの質の向上、効果的な介護予防やケアの実現を図るため、介護保険サービス事業者・従業者等の育成・支援に努めます。

施策25

障害者福祉の充実

現況と課題

障害者権利条約の批准を機に、生活や社会参加において障害を理由とする差別が完全撤廃されることが目指され、障害のある人が地域で普通の生活が送れる社会づくりが求められています。障害のある人が安心して自分らしく暮らしていけるまちは、誰もが暮らしやすいまちと言えます。

本市では「ノーマライゼーション」の理念に基づき、お互いに支え合う「共生」のまち（相互理解とバリアフリー）、地域生活を支える「支援」のまち（生活支援と権利擁護）、意欲と生きがい満ちた「豊か」なまち（リハビリテーションと社会参画）づくりを進めてきました。

現在、精神障害者保健福祉手帳を持つ人や自立支援医療（精神通院）を利用する人、発達に心配のある子どもの増加がみられます。精神障害や発達障害等に対する市民の理解は少しずつ広まっていますが、さらにその理解の促進を図るとともに、障害者自身が社会参加できるよう、就労支援、入院・入所者の地域移行なども進めていく必要があります。また、自己決定に基づく適切なサービス利用等を支える相談支援やサービスの量・質の確保など、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進めていくことが必要です。

これらの課題に対応していくためには、相談支援体制の充実をはじめ、教育や医療、労働、行政等の関係機関の協働による支援体制を確保していくことが重要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
障害者優先調達推進法に基づく市からの発注額	5,017,636円 (H30)	7,500,000円
Net119及びメール119（※）の登録者数	3名 (R1)	30名

※ Net119及びメール119

音声による119番通報が困難な聴覚障害や言語障害のある方が、スマートフォンなどから通報用Webサイトへアクセス（Net119）、または携帯電話から電子メールを利用（メール119）して、火災や救急などの通報を行い、消防車や救急車の要請ができるサービス

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域福祉計画	R1	R2～R6
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	H29	H30～R5

主な施策

施策名	内 容
1 共生のまちの基礎づくり	<p>①障害の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターや障害者支援センターと連携を図りながら、交流機会の確保や各種研修等を通じて、障害者の理解の促進に努めます。 <p>②誰にもやさしい環境づくりの推進</p> <p style="text-align: right;">【再掲：施策22 地域福祉の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちや建物、交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。 手話、要約筆記、音声情報や大活字、外国語対応など、情報のバリアフリー化を進めます。 <p>③権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の撤廃や虐待の防止、権利擁護や成年後見の仕組みを充実します。
2 情報・相談体制の充実	<p>①障害の早期発見・早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害特性の理解促進に努め、医療・保健機関や教育・保育施設・職場等と連携し、障害の早期発見・早期対応を図ります。 <p>②情報提供・相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会を中心に、相談支援事業所の機能強化と医療・教育・就労・福祉等と連携し支援体制の充実を図ります。
3 自己実現と社会参加の支援	<p>①子育て支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 0歳から就学、就労までの切れ目のない支援を実現します。 障害や発達に心配のある子どもの療育の実効性を確保するため、保護者の障害受容の促進や家庭での療育環境の充実を図ります。 特別支援教育の体制づくり、教職員や子ども、保護者同士の理解促進により、障害の有無に関わらずともに学ぶ学校づくりを進めます。 <p>②保育サービスの充実【再掲：施策23 地域で支える子育ての推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児保育の充実を図ります。 <p>③一人ひとりに寄り添う教育の充実</p> <p style="text-align: right;">【再掲：施策16 学校教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育など、障害の有無に関わらず、ともに学ぶ環境づくりを進めます。 <p>④就労等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の能力に基づき障害者就労支援専門機関と連携し、就労に向けての課題解決や就労の定着への支援を進めます。 <p>⑤社会参加機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会を中心に障害者のニーズの把握により、多様な社会参加の機会確保に努めます。 生涯学習・スポーツ・レクリエーション活動を支援します。 障害者団体の活動を支援します。
4 地域生活の支援	<p>①障害福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問系サービス、日中活動系サービス等により在宅生活を支援します。 <p>②地域生活支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援、意思疎通支援、日常生活用具等の支援など、在宅生活を支援します。

政策10 住民自治と協働の推進

施策26 住民自治と地域活動の推進

現況と課題

まちはコミュニティの集合であり、その構成員である個人や家庭による連帯や互助により、住みやすく安心した生活が営まれます。しかしながら、人口が減少し、核家族化の進展や生活の多様化、価値観の変化などによって、地域を支える人材が不足し、生活の安全・安心をはじめ、地域活動を展開していくための“コミュニティ力”の低下が進んでいます。

本市においては、地域における共同活動の母体となる自治会が全ての地区で組織されており、平成25年度から地区活動推進交付金制度を設け、各区の活動を支援しています。

しかしながら、区の役割や活動自体が必ずしも住民や市外からの転入者に十分に認知されていないことなどから、区への加入世帯が年々減少しており、また区長や地区役員などの担い手の高齢化など、自治活動が困難な地域が生じ始めています。

今後は、自らの地域は自らが創るという考えのもと、住民一人ひとりがまちづくりへの参画意識を高めるとともに、交付金制度の効果的な活用などにより、住民自治と地域の活動を促進していく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
区への加入率 (地区加入世帯数/住民基本台帳世帯数)	76.23% (R1)	77.0%

主な施策

施策名	内容
1 自主的な地域活動の促進	<p>①自治組織である「区」への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の自治活動の単位となる「区」の活動を支援し、地域の連帯、相互扶助の力を養い、防犯・災害等に対する地域の仕組みづくりを進めます。 区への加入率向上のため、あらゆる機会を通じて区の必要性を未加入者に広報していきます。 <p>②地域で支えあう活動の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域自らが地域を守り、支えあう組織づくりの育成と持続ある活動の構築に向け支援します。 大学等と連携し、地域住民と学生との共同活動により、地域課題の洗い出しや地域ビジネスのきっかけづくり等、地域の良さの再発見に向けた取り組みを進めます。 <p>③人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動の担い手対策として、地域やNPO法人等と連携した移住促進に取り組み、新たな人材を確保します。 <p>④遊休施設を活用した地域活動の拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧校舎等の利活用について、住民と協働し、利活用プランを検討しながら、それぞれの地域に合った活動拠点の創出を支援します。
2 多様な市民活動の展開	<p>①市民活動を担う人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種養成講座や市民向け協働セミナー等の開催情報を広報やホームページを通じてお知らせし、市民活動を担う人材の発掘・育成と協働意識の普及啓発を図ります。 <p>②公益活動団体との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な地域ニーズに応えるため、ボランティア団体、NPO法人等が企画し実施する事業等への支援に努めます。



施策27

人権が尊重されるまちづくり

現況と課題

豊かで平和な社会を築くためには、性別・国籍・世代を超え、障害の有無に関わらず私たち一人ひとりが人権意識を高め、人権尊重のための積極的な取り組みを進めていくことが必要です。また、地域力を高めていくには、女性の意見を政策や方針の企画・立案の過程で反映することは暮らしやすい地域社会を形成するうえで極めて重要ではありますが、現状の社会では性別による差別的取り扱いや意見形成における男女の参画格差など依然として課題が多く、一層の努力が求められています。

本市においては、平成19年度に「四万十市人権施策基本方針」を定めるとともに、人権尊重の社会づくりに関する市及び市民の責務と人権施策の推進事項を定めた「四万十市人権尊重の社会づくり条例」の制定及び「四万十市人権施策行動計画」を策定し取り組んでいます。

また、平成30年3月改定の「第2次四万十市男女共同参画計画」では「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるなど、積極的に取り組むこととしています。

しかしながら、人権の問題については必ずしも市民の共通意識が十分に形成されているとは言えない面も見受けられます。また、男女共同参画においても地域福祉や地域防災などの活動に対してさらなる取り組みが必要であり、今後とも市民全員参加型の考え方のもと推進していく必要があります。

◆目標指標

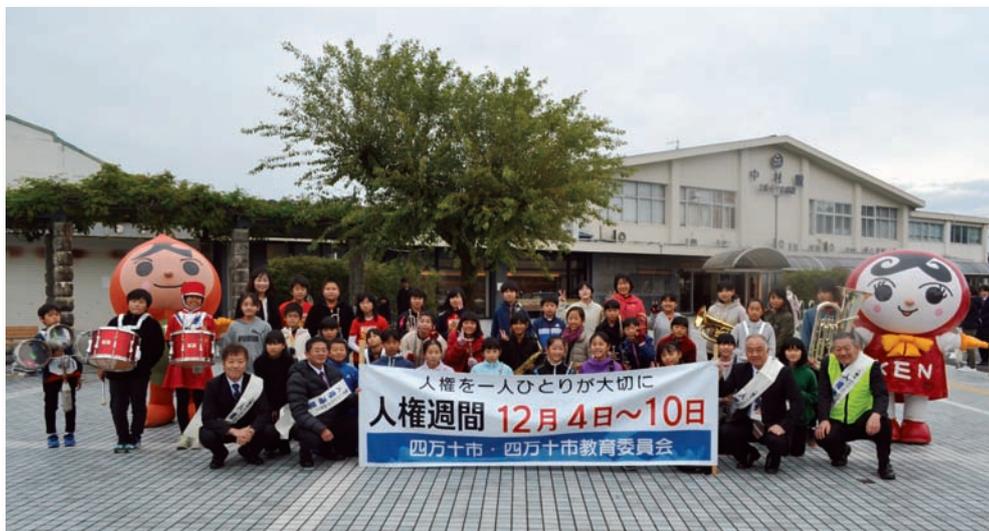
指 標	現 況	目 標
地域活動の中で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	35.3% (H28)	40%
職場で男女の地位が平等であると思う人の割合	35.1% (H28)	40%
社会全体において男女の地位が平等になっていると思う人の割合	18.0% (H28)	30%
社会の習慣やしきたりなどにおいて男女が平等になっていると思う住民の割合	12.9% (H28)	25%
育児休業取得率	男性 1.5% (H28) 女性 19.5% (H28)	男性 5.0% 女性 25.0%
本市管理職員に占める女性の割合	15.4% (H31)	35%
女性の審議会等登用率	30.4% (H28)	35%

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
人権施策行動計画	H26	H27～R2
男女共同参画計画（しまんと男女共同参画プラン）	H30	H30～R9

主な施策

施策名	内容
1 人権の尊重	<p>①人権教育と啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育や生涯学習を通じ、人権問題の学習機会を充実するとともに、医療、福祉などの各種事業所や市職員・教職員などの研修を通じて人材育成を図り、人権教育の一層の充実を図ります。 関係機関と連携し、人権問題の啓発を図り、市民意識の向上に努めます。 <p>②人権尊重社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ドメスティックバイオレンス・セクシャルハラスメント等への対応や、子ども、高齢者、障害者への虐待等の未然防止と早期発見に向け、関係機関と連携した相談・支援体制の充実を図ります。 市民の通報義務や通報窓口など、広報等で制度の周知に努め、虐待防止につなげます。
2 男女共同参画の促進	<p>①男女共同参画意識の啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女の固定的な性別役割意識の解消など、男女共同参画意識の形成を図るため、広報などによる啓発活動に努めるとともに、学校教育の場や各種講座の開催により男女平等教育・学習を推進します。 <p>②社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難所の運営等、あらゆる場面において、女性の視点や意見を活かした取り組みを促進します。 市の政策・方針決定や施策立案の場である審議会や委員会等、市の附属機関への女性委員の参画を促進します。



施策28

協働の推進

現況と課題

まちづくりの課題が多様化・複雑化していく中で、住民、行政等がそれぞれの役割を發揮し、“協働”して課題を解決していくことが求められています。また、住民のボランティアやNPO法人の活動への関心は高まりつつあり、参加機会の充実も求められています。そのためには、まちづくりに関する様々な情報をわかりやすく適切に伝え、みんなでまちづくりの問題を共有していくことが重要です。

本市においては、市民参加型のまちづくりを推進するために、「広報しまんと」を毎月発行するとともに、市公式ホームページでは、関係諸団体にもリンクを行い、コンテンツの充実にも努めているほか、公式Facebookによる身近な情報発信も行っています。さらに、市民の声を反映させるため、平成24年度より「ご意見箱」を市役所本庁・総合支所に設置し、市民の声が届きやすい仕組みづくりを進めています。

しかしながら、まちづくりの課題や市民ニーズが多様化・複雑化しており、行政主導のサービスだけでは、住民ニーズに対応できてない状況にあります。

これからのまちづくりは、“新しい公共（※）”とも言われ、市民やボランティア、NPO法人等の市民の力が非常に重要となってきます。このため、行政も地域の課題を共有のうえ、その解決に向けた横断的な支援方法を検討するなど、さらなる協働体制の確立強化に取り組んでいく必要があります。

※新しい公共

公共サービスを「行政」だけでなく、市民、NPO法人、企業等が提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動を指す)

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
移住組数（NPO法人経由）	31組／年（H30）	40組／年
移住者の受入体制整備集落数	4地区（H30）	10地区
地域移住サポーター数	20人（H30）	30人
市ホームページ・Facebook年間アクセス件数	687,289件（H30）	785,000件
ふるさと応援団員数	3,212人（H30）	4,500人

主な施策

施策名	内容
1 市民参画機会の拡充	<p>①計画や制度づくりへの市民参画機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種計画策定にあたり、審議会などにおける公募委員の登用推進、懇談会や市民ワークショップ、計画案へのパブリックコメントの実施など、政策形成に向け、市民の参画機会を拡充します。 市のホームページを活用した、市民意識調査やパブリックコメントへの参加等、いつでも誰でも参加しやすい体制づくりを進めます。 <p>②市民活動を担う人材育成</p> <p style="text-align: center;">【再掲：施策26 住民自治と地域活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種養成講座や市民向け協働セミナー等の開催情報を広報やホームページを通じてお知らせし、市民活動を担う人材の発掘・育成と協働意識の普及啓発を図ります。 <p>③公益活動団体との連携の推進</p> <p style="text-align: center;">【再掲：施策26 住民自治と地域活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な地域ニーズに応えるため、ボランティア団体、NPO 法人等が企画し実施する事業等への支援に努めます。
2 広報・広聴活動の充実による情報共有	<p>①市ホームページの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が知りたい情報をよりわかりやすく的確に伝えるための内容の充実と、障害者や外国人にとっても利用しやすい環境充実に努めます。 SNS（※）等の有効活用を図り、特産品、観光情報等、四万十市の積極的なPRを強化します。 <p>②広報誌の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の誰もが、読みやすくわかりやすい誌面づくりに努めます。 <p>③ふるさと応援団を活用した四万十市の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさと応援団のさらなる団員募集を図るとともに、団員を介した四万十市の情報発信に努めます。

※ SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略（TwitterやFacebookなど）

政策11 行財政の運営

施策29 効果的な行財政運営

現況と課題

自治体を取り巻く行財政環境はますます厳しくなっています。誰もが安心して安全で、活力ある生活を送ることができるまちづくりを進めていくためには、健全で持続可能な行財政基盤を確立することが必要です。

本市においては、「人材育成基本方針」を策定し、人材育成環境の整備、職員研修の充実、人材育成体制の整備に取り組んでいます。また、行政改革にも取り組み、職員定数の削減や給与制度の改革等、一定の成果をみることができ、平成27年度を初年度とする「第2次四万十市行政改革大綱」に沿い、さらなる効率的・効果的な行政運営に努めることとしています。

今後とも、各種施策・事業の必要性や優先度などを検証し、選択と集中による効率的・効果的な行政運営がさらに求められます。また、事務・事業や公共施設の統合再編・維持管理等の在り方を整理するとともに、自主財源の安定確保や、国・県の補助金、有利な地方債の活用にも努め、これまで以上に財政健全化を図りつつ、効率的な事業展開を図っていく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
市税徴収率	97.9% (H30)	98.5%
実質公債費比率	11.1% (H30)	18.0%以内
職員研修の参加率	—	100%

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
行政改革大綱	H26	H27～R3

主な施策

施策名	内容
1 効率的な行政運営	<p>①まちづくりを担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の政策形成能力や問題解決能力、市民や団体間の調整（コーディネート）能力などを高める職員研修の充実を図ります。また、職員の自主的な研究会など自己研鑽の機会拡充を支援します。 <p>②組織・機構の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織マネジメント機能を重視したうえで、簡素で事務効率重視の体制へ見直していきます。 <p>③公共施設の再編の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の厳選を図り、廃止や類似する公共施設の整理統合などに向け、調整を図ります。
2 健全な財政運営	<p>①事務事業の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政運営の改善・改革に関する職員提案や徹底したアウトソーシングと、民間と類似競合する事業からの撤退も含め、事務事業の効率化を図ります。 事務事業の見直しとあわせて、定員管理計画の策定と給与の適正化を着実に進行していきます。 <p>②地域活性化による自主財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 地場産業の振興や新産業創出、企業立地・企業誘致の促進による若者の雇用の場の確保、定住の促進など、地域活性化の取り組みを重点的に進め、自主財源の安定確保に努めます。

現況と課題

市民の生活圏の広がりには単一自治体で完結するものではなく広域化しており、各市町村が直面している少子高齢化や交流人口の拡大等、共通的に取り組むべき行政需要が発生してきています。また、最近においては災害等の緊急時の対応の視点からもその必要性が高まり、今後、ますます広域行政や広域連携が重要となってきます。

本市は、宿毛市とともに幡多地域定住自立圏の中心市として役割を有するとともに、幡多広域市町村圏事務組合において、これまで、ごみの共同処理や消費生活センターの設置・運営など、効率的かつ専門的な事務処理を進めているほか、観光分野においても連携を強化しています。

また、県内の人口や都市機能が集中・集積する高知市と県内全市町村が連携し、県内全域を一つの圏域として「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に関する各種事業を協力して行うことにより、急速に進展する人口減少の大きな波に打ち克つことを目指し、高知県の後押しも受け平成30年4月より「れんけいこうち広域都市圏」による連携事業がスタートしました。

これらの取り組みにより、各市町村が直面している少子高齢化や定住対策等の大きな課題に対し、さらなる連携体制を充実していくとともに、幡多地域を越えた交流・連携体制の充実も図っていきます。

一方で、行政間の繋がりだけではなく、市民や産業団体レベルでの交流が活発化され、文化面のみならず産業面も含めた地域活性化に繋げていく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
観光入込客数	118万446人 (H30)	130万人以上
移住組数 (NPO法人経由)	31組/年 (H30)	40組/年
ホームページ多言語ページの対応言語数	0 (H30)	2か国語程度

主な施策

施策名	内容
1 広域行政組織の充実	<p>①広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幡多広域市町村圏事務組合及び定住自立圏構成自治体との幡多圏域での広域連携を進めていくとともに、新たな取り組みとして「れんけいこうち広域都市圏」での高知市を中心とした県内全域での広域連携を推進していきます。 <p>②共同化事務事業等の検討・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興や市民サービスの向上、行政運営の効率化などを図るため、新たに共同化が可能な事務事業などを検討します。
2 広域（都市）連携活動の促進	<p>①近隣市町村との連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四万十川流域市町村や四国西南サミット構成市町村のほか、JR予土線、土佐くろしお鉄道の関係自治体間の連携を強め、共通課題の解決を図ります。 <p>②友好都市等との連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友好都市との交流関係を活かし、市民レベルや産業団体レベルの交流まですそ野を広げ、文化面のみならず産業面も含めた地域活性化に繋がる仕組みづくりに努めます。
3 国際交流の促進	<p>①国際交流を促進する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページの多言語対応を進めます。 ・CIR（国際交流員）、ALT（外国語指導助手）の活躍の場を充実します。 ・国際理解を深める教育の充実を図ります。



計画の推進

計画の推進

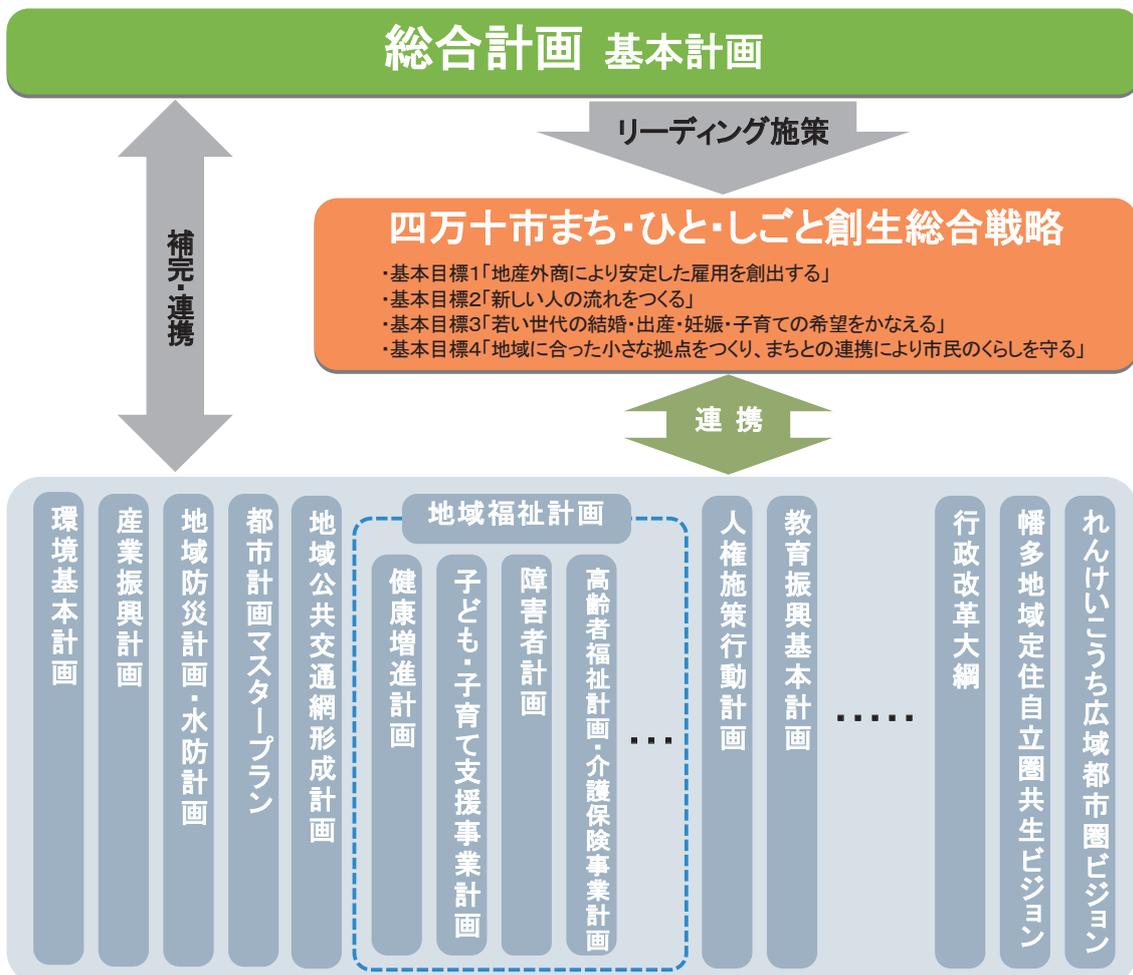
1 リーディング施策の位置づけ

「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市～“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のあるまちづくり～」を本市の目指す将来像とし、市民が住んでよかった、住んでみたいと思えるまちづくりに向け、各分野からアプローチする総合的な対策が求められています。

なかでも、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある、魅力あふれる、そして安心して生活できる四万十市を維持していくことが喫緊の課題となっています。

そのため、「四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を踏まえ、国・県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と歩調を合わせつつ、人口減少に歯止めをかけることを目的に策定した「四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる具体的な施策を市の最上位計画である総合計画のリーディング施策として位置づけます。

また、「四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、総合計画の全施策を網羅するものではありませんので、総合計画をより実行性のあるものとするため、各分野において策定する個別計画とも相互に補完・連携しながら推進します。



2 基本計画と「四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の体系

基本計画の施策と「四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に掲げる施策との関連性は、概ね下記のとおりです。

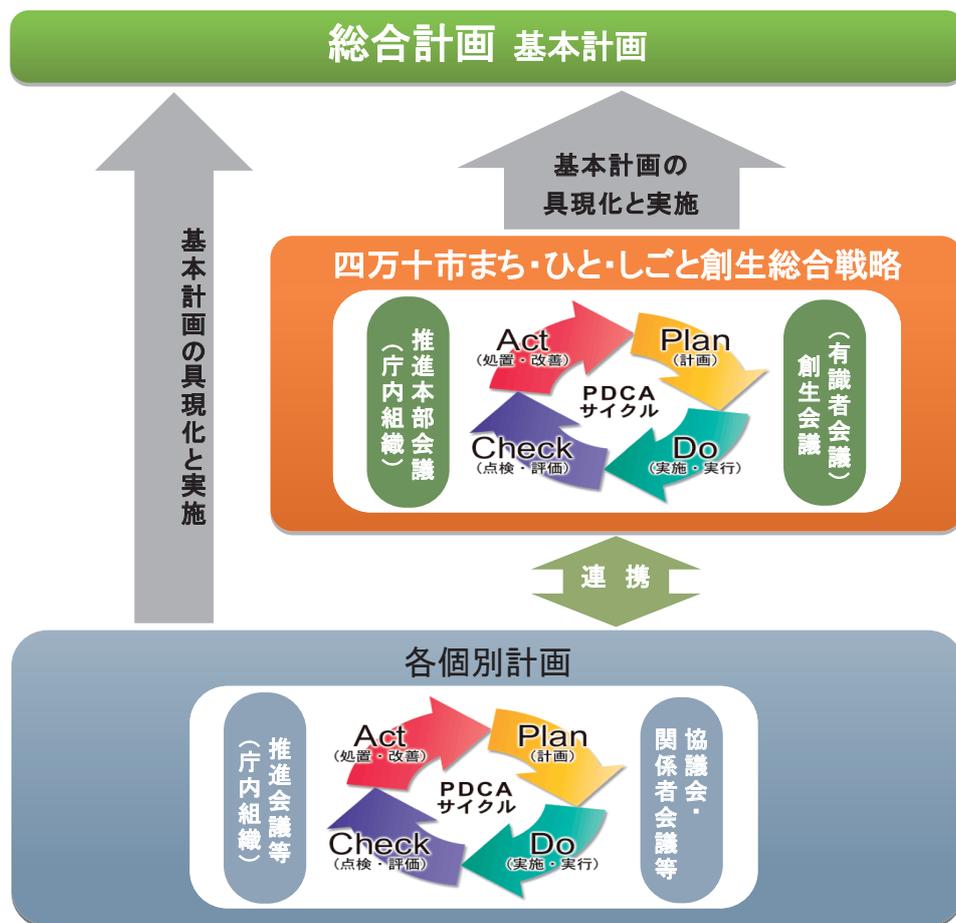
総合計画 ー基本計画ー		総合戦略 ー基本目標ー			
		1	2	3	4
基本目標1 自然と共生した安心で快適なまちづくり					
政策1 環境との共生の推進					
	施策1 豊かな自然環境の保全	●			
	施策2 美しい水環境・景観の形成	●			
	施策3 循環型社会の構築と地球温暖化の防止	●			
政策2 安全・安心の確保					
	施策4 災害に強いまちづくりの推進	●			●
	施策5 消防・救急体制の充実				●
基本目標2 にぎわいと住みやすさのあるまちづくり					
政策3 拠点都市機能の充実					
	施策6 にぎわいのある市街地の形成	●			●
	施策7 交通基盤の整備	●			●
政策4 住みやすさの確保					
	施策8 良好な居住環境の整備		●		●
	施策9 都市基盤の整備・充実	●			●
	施策10 防犯・交通安全の推進				●
基本目標3 地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり					
政策5 地域資源を活かした産業の育成					
	施策11 豊かな食を育み、地域で暮らし移げる農業の振興	●	●		
	施策12 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり	●	●		
	施策13 次世代へつなぐ資源回復と安定した魅力ある水産業の振興	●	●		
	施策14 顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出	●	●		●
	施策15 地域の誇りが人を誘う、おもてなしの“環光”地づくり	●	●		●
基本目標4 豊かな心と学びを育むまちづくり					
政策6 夢を育む教育の推進					
	施策16 学校教育の充実		●		●
	施策17 青少年・若者の育成			●	
政策7 地域文化の振興					
	施策18 地域文化の再発見・保全	●			●
	施策19 生涯学習・スポーツの振興	●			●
基本目標5 健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり					
政策8 住民みんなの健康づくりの推進					
	施策20 医療体制の充実				●
	施策21 生涯健康づくりの推進			●	●
政策9 支えあう地域づくりの推進					
	施策22 地域福祉の推進				●
	施策23 地域で支える子育ての推進			●	
	施策24 高齢者福祉の充実				●
	施策25 障害者福祉の充実			●	
基本目標6 協働で築く地域力のあるまちづくり					
政策10 住民自治と協働の推進					
	施策26 住民自治と地域活動の推進		●		●
	施策27 人権が尊重されるまちづくり				
	施策28 協働の推進		●		
政策11 行財政の運営					
	施策29 効果的な行財政運営	●	●		●
	施策30 広域行政の推進				●

リーディング施策
として位置付け

3 基本計画の推進と進行管理

基本計画の推進と進行管理については、リーディング施策として位置づけた「四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、市内の横断的な体制と外部組織の設置のもとPDCAサイクルによる効果の検証、見直しを図るとともに、個別計画における審議会等での進行管理とも連携して、横断的、官民協働による計画の具現化と実施に努めます。

なお、基本計画を推進するにあたっては、国際社会全体の開発目標であるSDGs(※)の目指す17の目標とスケールは違うものの、総合計画で示す将来像の実現に向けては、その目指すべき方向性は同様であると考えられることから、SDGsを意識した取り組みが必要です。



※ SDGs (Sustainable Development Goals) …… 持続可能な開発目標

SDGs (エスディーゼーズ) とは2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っているものです。

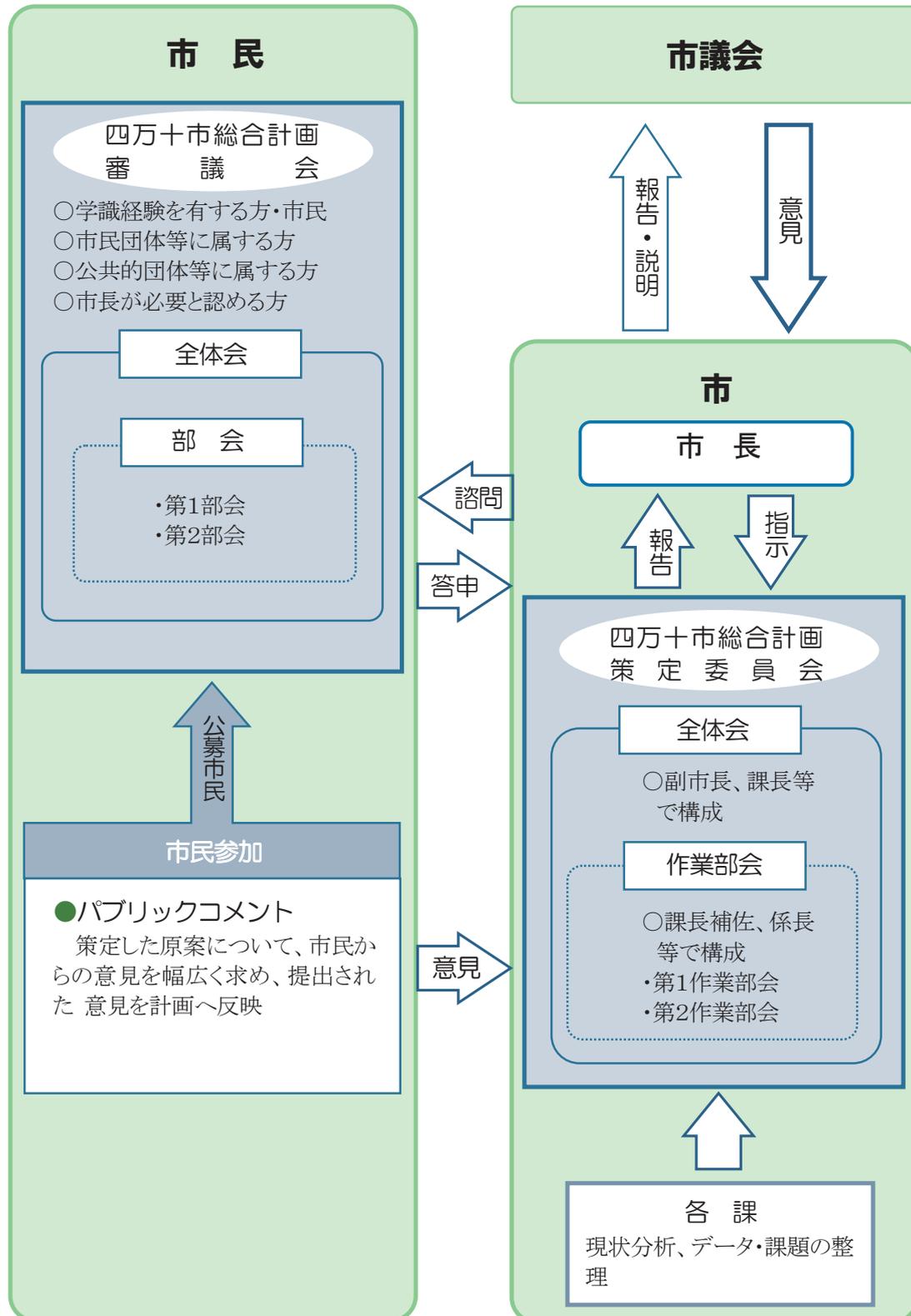
国のSDGs推進本部では、地方自治体が各種計画や戦略、方針の策定等にあたってはSDGsの要素を最大限反映することが奨励されています。

The image shows the front cover of a book. The top half of the cover has a dark blue background with a fine, diagonal white line pattern. The bottom half is a solid, light blue color. In the center, there is a white circle with a thin brown border. Inside the circle, the title '資料編' is written in a bold, black, sans-serif font.

資料編

策定関係資料

1 後期基本計画 策定体制



2 四万十市総合計画後期基本計画 策定経過

令和元年10月	総合計画策定委員会第1作業部会（4日）
	総合計画策定委員会第2作業部会（4日）
	第1回総合計画策定委員会（24日）
11月	四万十市総合計画審議会委員委嘱（元年11月1日～2年3月31日）
	第1回 総合計画審議会（8日）
12月	総合計画審議会第1部会（23日）
	総合計画審議会第2部会（23日）
令和2年1月	パブリックコメントを実施（1月14日～2月14日）
2月	市議会（総務常任委員会）へ計画案説明（14日）
	市議会（産業建設常任委員会）へ計画案説明（17日）
	市議会（教育民生常任委員会）へ計画案説明（18日）
	第2回総合計画策定委員会（18日）
	第2回総合計画審議会（25日）
3月	総合計画審議会答申式（3日）

3 市民参画

●パブリックコメント（意見公募）

時 期	内 容
令和2年 1月14日～2月14日	総合計画後期基本計画（案）に対する意見・提言を広く募集 ◎応募者：0件 ◎意見数：0件

4 四万十市総合計画審議会

諮 問 書

元四企第310号
令和元年11月8日

四万十市総合計画審議会
会長 佐伯 達雄 様

四万十市長 中 平 正 宏

四万十市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

四万十市総合計画後期基本計画を策定するにあたり、四万十市総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、別添の四万十市総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

令和2年3月3日

四万十市長 中平 正宏 様

四万十市総合計画審議会
会 長 佐 伯 達 雄

四万十市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和元年11月8日付け元四企第310号で諮問された下記事項について審議したので、次の意見を添え答申します。

記

- 1 諮問事項 四万十市総合計画後期基本計画の策定に関する調査及び審議
- 2 答申内容
諮問のあった「四万十市総合計画後期基本計画（案）」については、慎重に審議・検討した結果、適当と認める。
なお、審議の過程において、次のとおり各委員から提起された意見を提出するので、四万十市総合計画の推進にあたり十分配慮願いたい。
また、本総合計画実現のため、市民の協力のもと、積極的かつ効果的な施策の展開が図られるよう要望する。

記

1 後期基本計画案に関する意見・要望事項

(1) 第1章 自然と共生した安心で快適なまちづくり

■施策3 循環型社会の構築と地球温暖化の防止

- ①「ごみの減量化とリサイクルの推進」部分について、マイバック運動によるレジ袋削減とあるが、令和2年度にはレジ袋の有料化が義務付けられ、今後の方向性も変わってることが予想される。そうした社会の動きに注視し、情勢に合う取り組みを推進していただきたい。

(2) 第2章 にぎわいと住みやすさのあるまちづくり

■施策6 にぎわいのある市街地の形成

- ①中心市街地の整備促進に関して、「土佐の小京都としてのまちなみ景観を検討します。」とあるが、建物の所有者が改修するだけでは、とても景観整備まで至らないので、補助金を出すなど行政の支援体制も検討していただきたい。

■施策8 良好な居住環境の整備

- ①目標指標として、移住者用住宅新規登録件数を掲げているが、現状では状態の良い物件が少なく感じられる。移住者を呼び込むためには、状態の良い住宅の確保が必須であり、市が借り上げ改修し、貸し出すなど、他自治体の取り組みも参考にするとともに研究を重ね、行政が積極的に関わり、取り組みを進めていただきたい。

(3) 第4章 豊かな心と学びを育むまちづくり

■施策16 学校教育の充実

- ①学力については、前期計画で目標に掲げ取り組むことで向上したことは評価できる。ただ、この結果に満足せず、さらなる高みを目指して取り組んでほしい。また、取り組むべき、いじめ等の対策が課題としてあるのならば、積極的に調査研究を行い取り組んでいただきたい。
- ②今後、中学校の再編が進んでいくが、小規模校が大規模校に統合となり、生徒の環境が大きく変わることが予想される。環境の変化に戸惑いが生じないよう対応・取り組みをお願いしたい。

■施策17 青少年・若者の育成

- ①青少年健全育成事業においては、青少年健全育成四万十市民会議を中心として取り組み、すばらしい取り組みも多くある一方、これまで運営等、不十分な部分も見受けられた。青少年の健全育成に向けしっかり取り組みを進めてほしい。
- ②地域の教育力の向上支援に関して取り組みを進めるうえでは、学校と地域のつながりが大切である。子どもの数が減り、地域に子どもが入ってくることが少なくなるなかで、教育委員会、教育現場ともに地域に目を向けた取り組みをお願いしたい。

■施策19 生涯学習・スポーツの振興

- ①文化複合施設の整備にともない、中央公民館等、老朽化した施設が取り壊しとなるが、

講座等開催するための代替会場を確保するとともに講座に関する情報など高齢の方へ配慮した周知方法も検討いただきたい。

(4) 第5章 健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり

■施策21 生涯健康づくりの推進

- ①各種がん検診など実施し、予防と早期発見について推進いただいているところであるが、がんになった方などのサポート部分についても、関係者が情報共有し検討いただきたい。

■施策22 地域福祉の推進

- ①健康福祉委員会については、中村地区の組織率が低く、地区ごとの活動場所がないことも課題となっているようだが、活動場所の確保や支援等含め、活動しやすい環境づくりに努めてほしい。

■施策24 高齢者福祉の充実

- ①重度の要介護者が在宅生活を送るためには、入浴車の派遣頻度など、まだ環境が十分でない部分がある。今後の取り組みを進めるなかで、在宅サービスの充実を図ってほしい。

(5) 第6章 協働で築く地域力のあるまちづくり

■施策27 人権が尊重されるまちづくり

- ①女性の登用率については、これまでの取り組みにより一定の成果がみてとれるが、ジェンダーバランスを考えると、目標値より高い40%を目指して取り組んで欲しい。

■施策28 協働の推進

- ①ボランティアに協力する人が少なくなっており、ボランティア団体としても高齢化が進んでいる状況にある。ボランティアの育成については、団体だけでは難しく、市も積極的に関わり、連携し取り組んでいただくよう要望する。

■施策29 効果的な行財政運営

- ①まちづくりの一翼を担う市職員の資質向上に向け、研修制度の充実を図るとともに、職員には積極的に研修へ参加するよう努めていただきたい。

■施策30 広域行政の推進

- ①目標指標に、「移住組数」があるが、黒潮町ではサーフィンを目的の1つとした移住も多いと聞く。オリンピック競技にもなるので、そのような部分にスポットを当てた取り組みも検討いただきたい。
- ②友好都市の交流については、市民レベルまで浸透しているとは言い難い。市民への認知度を上げていくよう周知など取り組みを推進していただきたい。

2 本計画案に関する記述の指摘・修正箇所及び議事録について

本計画案の記述の指摘・修正箇所及び議事録を別紙のとおり取りまとめたので、今後の計画策定及び計画実施にあたって十分留意されたい。

【開催状況】

《全体会》

第1回審議会

開催日：令和元年11月8日（金）
開催場所：本庁舎6階議員協議会室

【内容】

- ①会長及び副会長の選出
- ②四万十市総合計画後期基本計画の諮問
- ③総合計画概要について
- ④前期基本計画の取り組み・評価について
- ⑤後期基本計画の策定に係る審議方法について
- ⑥部会長・副部会長の指名

第2回審議会

開催日：令和2年2月25日（火）
開催場所：本庁舎3階303-305号室

【内容】

- ①総合計画後期基本計画（案）の決定について
 - ・総合計画後期基本計画（案）について
 - ・計画の推進について
- ②答申について
 - ・答申（案）について
 - ・答申日等について

答申式

開催日：令和2年3月3日（火）
開催場所：本庁舎3階応接室

【内容】

- ①答申

《部会》

●第1部会

開催日：令和元年12月23日（月）
開催場所：本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①後期基本計画（案）の審議
 - ・自然と共生した安心で快適なまちづくり
 - ・にぎわいと住みやすさのあるまちづくり
 - ・協働で築く地域力のあるまちづくり

●第2部会

開催日：令和元年12月23日（月）
開催場所：本庁舎3階防災対策室

【内容】

- ①後期基本計画（案）の審議
 - ・豊かな心と学びを育むまちづくり
 - ・健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり
 - ・協働で築く地域力のあるまちづくり

【委員名簿】

(役員以外順不同、敬称略)

	氏名	所属・役職
会長 (第1部会)	佐伯 達雄	有識者
副会長 (第2部会)	竹葉 傳	大宮地区集落活動センターみやの里代表
副会長 (第2部会)	宮下 貞子	四万十市中村地区民生児童委員協議会会長
第1部会	部会長	多和 博嗣
	副部会長	福田 充
		小松 昭二
		堀岡喜久雄
		沖 辰巳
		長尾 理夫
		宮本 昌博
		中脇 碩哉
		浜田 敦夫
		井上 克彦
		上岡 伸郎
		滝石 典子
		岡村 房枝
		中脇 裕美
		安光 清志
第2部会	部会長	大林 郁男
	副部会長	宮本 ルミ
		山沖 直樹
		宮村 和輝
		太宰 政博
		【野村 泰信】
		小原 長生
		國久 準
		東 貴美
		下西 誠
		岡崎 一美
		竹田 元久
		谷田 洋子
	山下元一郎	

【 】内：前任者

5 庁内策定体制

《庁内組織》

①四万十市総合計画策定委員会	(構成)	副市長・各課長等
	(役割)	後期基本計画素案の審議、決定
	(開催回数)	2回

②四万十市総合計画策定委員会作業部会 (策定委員会の下部組織)	(構成)	課長補佐、係長等
・第1作業部会	(役割)	後期基本計画素案の調査・検討
・第2作業部会	(開催回数)	各1回

6 関係条例等

議会の議決すべき事件に関する条例

平成21年7月3日

条例第21号

改正 平成21年10月1日条例第29号

平成26年7月3日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）の規定による定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告
- (3) 各種の都市宣言の制定又は改廃

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2号の規定は、同日以後になされるものについて適用する。

附 則（平成26年7月3日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

四万十市総合計画審議会設置条例

平成25年7月2日
条例第47号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の総合計画について審議するため、四万十市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、四万十市総合計画の策定について、市長の諮問に応じ調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者及び市民
- (2) 市民団体等に属する者
- (3) 公共的団体等に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長2人を置き、会長及び副会長は委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第3条第2項に規定する委嘱後に最初に行われる会議については市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、諮問を受けた案件に関する特定の事項を調査及び審議するために、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定める。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、その任務を行うため必要があると認める場合は、関係行政機関又は市の執行機関から意見を聴き、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合計画の策定及び促進に関することを所掌する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

四万十市総合計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 この訓令は、四万十市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、四万十市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 総合計画案の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者及びその他委員長が指定する者を委員として組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に第1副市長を、副委員長に第2副市長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 総合計画の素案の策定を円滑に行い、職員参加を推進するため、委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第6条 作業部会は、委員会の委員長が指名する職員をもって組織する。

2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合計画の策定及び促進に関することを所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営

に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第5号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置等)

2 この訓令による改正後の各訓令における財務に関する規定は、平成26年度以降のものについて適用し、平成25年度までの財務に関する事項へ適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日訓令第14の3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月3日訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職
委員長	第1副市長
副委員長	第2副市長
委員	西土佐総合支所長
//	総務課長
//	地震防災課長
//	企画広報課長
//	財政課長
//	市民・人権課長
//	税務課長
//	収納対策課長
//	環境生活課長
//	子育て支援課長
//	健康推進課長
//	高齢者支援課長
//	観光商工課長
//	農林水産課長
//	まちづくり課長
//	上下水道課長
//	市民病院事務局長
//	福祉事務所長
//	学校教育課長
//	生涯学習課長
//	地域企画課長
//	産業建設課長
//	保健課長



四万十市総合計画後期基本計画

発 行 四万十市
〒787-8501
高知県四万十市中村大橋通4丁目10
TEL 0880-34-1111 (代表)
